

# 伯国日系社会福祉関係実態調査

—北伯および東南伯・南伯を中心として—

平成元年 3月

国際協力事業団

移 海 外

J R

88 — 15



# 伯国日系社会福祉関係実態調査

—北伯および東南伯・南伯を中心として—

2011

JICA LIBRARY



1077678(9)

平成元年 3 月

国際協力事業団



国際協力事業団

2006

## ま え が き

我が国の中南米への移住は既に80年を経過し、近年、高齢化対策をはじめとした福祉の必要性が顕在化しつつあると云われる。

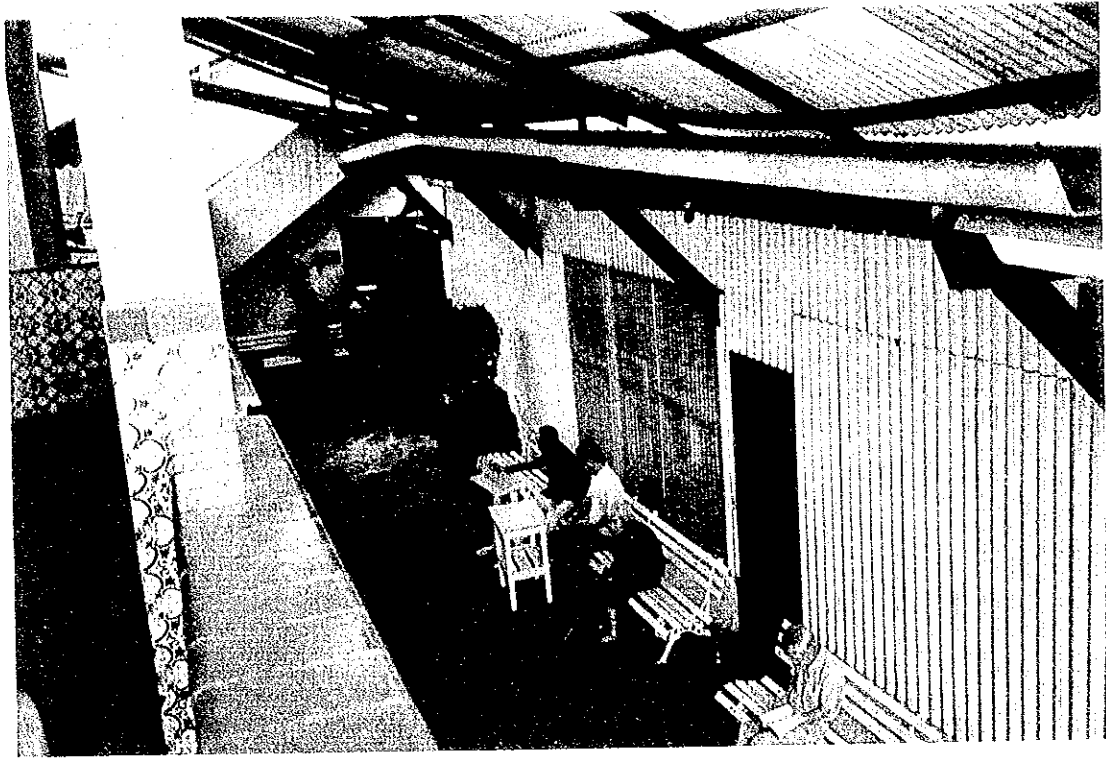
当団としても、移住者援護事業の一環として福祉関連事業の必要性を認識しており、今般、移住先国における日系人の福祉の実情を調査することとなった。本報告書は、ブラジルにおける調査結果をとりまとめたものである。

調査の実施に当たっては、在外公館、日系福祉諸団体並びに在外事務所から多大の御協力を得た。ここに深く感謝の意を表したい。

本報告が、海外日系社会における福祉問題についての認識を深める一助となれば幸いである。

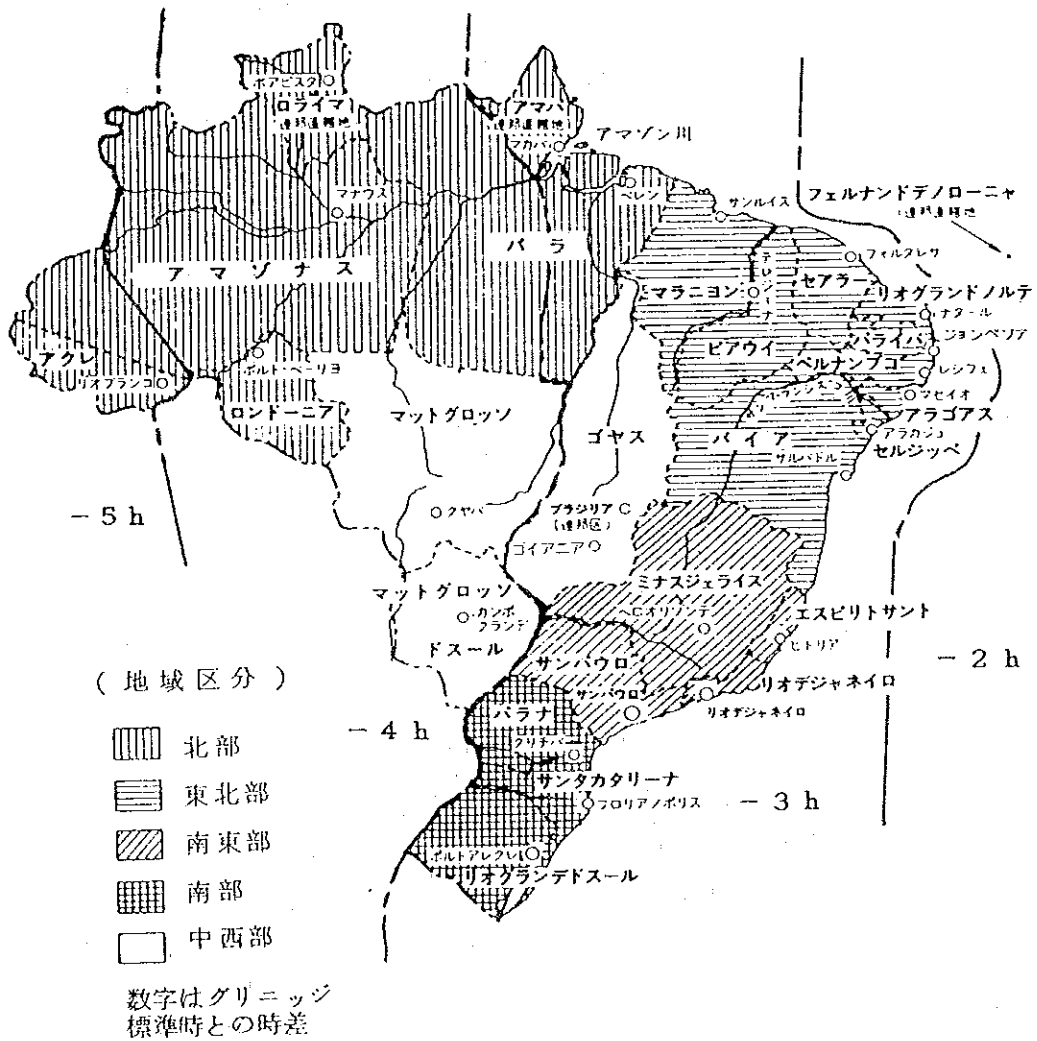
移住事業部長





サントス厚生ホーム

ブラジル連邦共和国 (República Federativa do BRASIL)







# 目 次

まえがき

I 調査実施概要	1
1. 背景と目的	1
2. 調査事項	1
3. 調査方法	1
4. 日 程	1
5. 調査員名	2
6. 主要面談者	3
II 調査報告	5
1. ブラジル移住の歴史と日系社会の形成	5
2. 日系福祉対象者の存在と分布	6
2-1 高齢者	6
(1) 概況	6
(2) 南伯における状況	7
(3) 北伯における状況	9
2-2 生活困窮者	13
2-3 精神障害者	16
3. 伯国の社会保障制度	19
3-1 概況	19
3-2 社会保障制度の歩み	20
3-3 SINPAS (国立社会保険援護機構)	21
3-4 福祉関係法	23
(1) 民間福祉事業に対する免税措置	23
(2) 老人保護に関する規制について	23
(3) 新憲法 (1988年10月5日公布)	23
3-5 伯国社会福祉施設 (ベレン市内の2機関) について	24
4. 日系団体の社会福祉活動	25
4-1 歩み	25
4-2 現況と問題点	26

4-3	サンパウロ日伯援護協会	33
4-4	アマゾンニア日伯援護協会	35
III	展望と課題	38
1.	高齢化問題の深刻化	38
2.	日系団体の役割	38
3.	事業団の施策	39
IV	参考文献等	40
V	巻末資料	
1.	日本の社会保障制度の種類と行政機構	41
2.	ブラジルにおける社会保障・福祉関係法	42
(1)	社会保障関係法	42
(2)	老人犯罪者に対する刑法上特典	43
(3)	免税措置関係法	43
(4)	1988年10月5日公布 ブラジル連邦共和国憲法(抜粋)	44
3.	日系福祉団体収支計算書	49
(1)	サンパウロ日伯援護協会	49
(2)	アマゾンニア日伯援護協会	51
(3)	社会福祉法人「救済会」	52
4.	社会福祉に係るJICAの主たる事業実績	53
(1)	福祉施設建設費の助成	53
(2)	昭和58年度中堅指導移住者短期研修	53
(3)	短期専門家派遣	54
(4)	社会福祉担当者本邦研修	55
(5)	海外開発青年・社会福祉司の派遣	55
5.	日系高齢者実態調査結果	56
(1)	サンパウロ市圏日本国籍一人暮らし老人実態調査-まとめ-	56
(2)	ブラジル北部及び東北部日系高齢者アンケート調査結果	65
VI	文中の表及び図一覧	
1.	表	
(1)	サンパウロ・パラナ州の日系老人ホーム定員数	8
(2)	北伯・東北伯日系高齢者数	10

(3) 北伯における寝たきり老人リスト（軽度）	11
(4) 北伯における寝たきり老人リスト（重度）	11
(5) 北伯における独居老人リスト	12
(6) 北伯における保護を要する高齢者の実態	12
(7) ブラジル人口所得分布	13
(8) 人種別所得構成	14
(9) 北伯における生活困窮者リスト	15
(10) サンパウロ日伯援護協会精神傷害相談件数とその割合	16
(11) サンパウロ・パラナ州における日系精神障害者施設定員数	17
(12) 北伯における精神障害者現況表	18
(13) ブラジル年金制度（INPSによる）	22
(14) 南伯および北伯の日系福祉団体一覧	27・28
(16) 南伯および北伯の日系福祉施設一覧	29・30・31・32

## 2. 図

(1) 伯国日系人社会と伯国全体の人口地域別分布状況比較	6
(2) ブラジル国における年齢階層別人口比率	7
(3) サンパウロ日伯援護協会福祉部カウンセリング内容別割合	9
(4) サンパウロ日伯援護協会福祉部精神科への登録者世代別割合	17
(5) 社会保障給付費の国内総生産に対する割合国別比較	19
(6) ブラジル社会福祉省機構図	20
(7) SINPAS 機構図	21
(8) サンパウロ日伯援護協会機構図	34
(9) アマゾニア日伯援護協会機構図	36



# I 調査実施概要

## 1. 背景と目的

1908年、移民船第1号「笠戸丸」の渡伯以来ブラジルの日本人移住史は今年で80周年を迎えた。現在では、日系2世、3世が、中央政界はもとより経済界、法曹界、学术界にまで活躍の範囲を広げ、同国において日系社会は確固とした位置を占めるに至った。

しかし一方では、長い歴史の間に移住者間に生じた貧富の差は拡大し、底辺の生活を余儀なくされている日系人の存在も見逃せない。また1世、2世の高齢化が進み、日本と同様に寝たきりやひとり暮らし老人の問題も生じている。

当事業団ではこれまでも老人問題専門家の短期派遣や日系団体の社会福祉担当者の本邦研修等を実施してきたところであるが（巻末資料4参照）今般、これら社会的弱者の実態を把握し、今後の移住者援護施策の資料とするため本調査を実施することとなった。

## 2. 調査事項

- (1) 日系高齢者及び生活困窮者、精神異常者の存在と分布
- (2) ブラジル国の社会福祉施策
- (3) 日系福祉団体による援護の実態

## 3. 調査方法

当事業団事務所、日本国領事館、日系福祉団体、日系移住地での聞きこみによる。

## 4. 日程

昭和63年11月18日～12月5日

月	日	曜日	行 程
11	18	金	成田出発
	19	土	サンパウロ着 日程打合せ
	20	日	サントス厚生ホーム視察
	21	月	サンパウロ日伯援護協会打合せ、日伯友好病院視察
	22	火	やすらぎホーム、憩の園、スザノ・イッペランジャホーム視察
	23	水	マナウスへ移動
	24	木	西部アマゾン日伯協会打合せ、同施設視察
	25	金	エフィゼニオ・サーレス移住地視察
	26	土	資料整理、ベレンへ移動
	27	日	日程打合せ
	28	月	トメアス移住地視察
	29	火	アマゾニア日伯援護協会およびアゾニア日伯協会との打合せ、同施設視察
	30	水	カスタニャール、サンタイザベル移住地視察
12	1	木	事務所打合せ
	2	金	資料整理、リオデジャネイロへ移動
	3	土	リオデジャネイロ出発
	4	日	
	5	月	成田着、帰国

#### 5. 調査員名

今村京子（国際協力事業団 移住事業部 海外事業課職員）

6. 主要面談者

所 属	役 職	氏 名
(サンパウロ)		
サンパウロ日伯援護協会	会 長	竹中 正
”	常任理事	土居 健良
”	事務局長	小畑 博昭
”	事務局次長	山下 忠夫
”	保健衛生部長	具志堅茂信
”	福祉部心理学士	舟辺 静子
サントス厚生ホーム	経営委員長	重枝 正美
”	ホーム長	阿形純一郎
日伯友好病院	建設委員会会長	原沢 和夫
”	病院長	菅原 正視
やすらぎホーム	ホーム長代行	細尻常太郎
憩の園	理事会長	渡辺マルガリータ
スザノ・イッペランジャホーム	ホーム長	佐々木義雄
(マナウス)		
在マナウス日本国総領事館	領 事	河野 喜邦
西部アマゾン日伯協会	会 長	羽田 重吉
”	事務局長	大沢 武丸
”	総務部長	出田 務
”	会計理事	中村弥寿平
マナウス日本語学校	(開発青年)	平野 貞二
(ベレン)		
在ベレン日本国総領事館	総領事	大川 忠治
”	領 事	高山 泉
アマゾニア日伯援護協会	会 長	大巖 一
”	事務局長	宍戸 次男
”	専任理事	岡元 明弘
厚生ホーム	(開発青年)	三国 敬明
パラ州立老人ホーム	所 長	

(ベレン続き)

汎アマゾンア日伯協会

”

トメアス農村電化組合

トメアス文化協会

”

トメアス十字路病院

第二トメアス診療所

”

ASFATA

カスタンニャールアマゾニカ農協

カスタンニャール文化協会

事務局長

財務担当理事

組合長

会 長

教育担当理事

院 長

所 長

医 師

事務局長

理事長

理事長

堤 剛太

林 文一

高橋 茂雄

押切 正三

新井 範明

五十嵐フランシスコ

松崎 範明

本田アフレッド猛

角田 修司

中野 訓

鈴木 順治



## II 調査報告

### 1. ブラジル移住の歴史と日系社会の形成

ブラジルへの日本人の移住は1908年（明治41年）移民船「笠戸丸」がサンパウロ市郊外のサントス港に入港、781名の移住者が上陸したことに始まる。以後第2次大戦勃発と同時に国交が断続する1941年までの34年間に、19万名弱の日本人が移住した。これら戦前移住者の90%以上はサンパウロ州各地のコーヒー園で低賃金労働者（コロノ）として入植したが、後に多くは土地を取得して自営農民に転じたという。一方、少数ではあったが1920年代より開拓農業を旨とするアマゾン地域への移住も始まった。

第二次大戦で、ブラジルは連合国側であった為、移住者は敵国人として排斥運動にさらされるが、終戦後は移住者内部で日本の敗戦を巡ってのいわゆる「勝ち組」「負け組」の争いがおこり、移住者は混乱期を経験した。

1952年（昭和27年）、平和条約をもって国交は回復し、同時に移住も再開された。戦後の移住は、雇用農の他、予め入植地を設定した開拓農民、工業移住等、多形態におよびサンパウロ州以外では中西部のマットグロッソ州、北部アマゾン地方へも集団移住が開始された。日本が高度成長期に入る頃から移住者は減少し始めたが、戦後1988年（昭和63年）3月までの移住者数は7万人以上にのぼり、戦前移住者と合わせ、261,613<sup>1)</sup>人の日本人が渡伯したことになる。

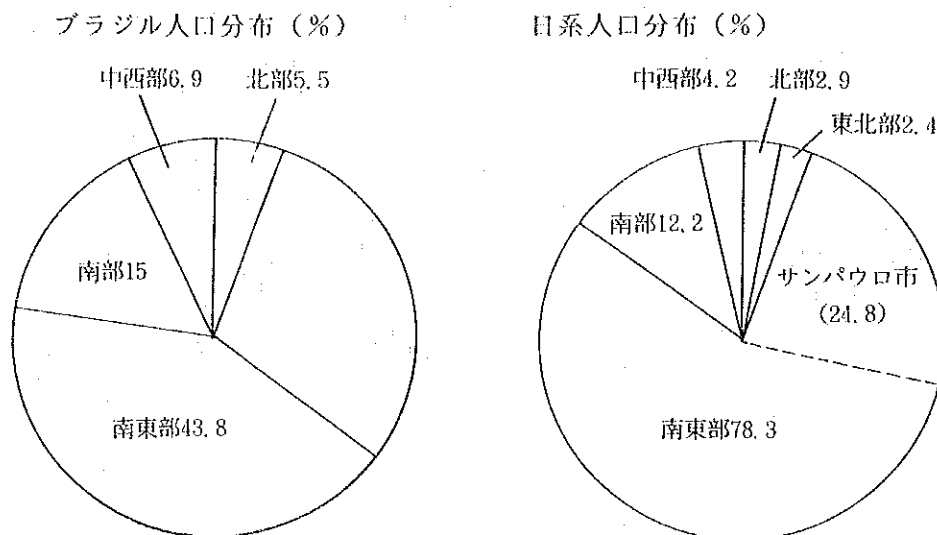
現在、日系人は5世まで確認されており総人口は116万8000人、ブラジル人口の1%を占める。<sup>2)</sup> また日系人口は東南部および南部に集中しておりこの7州で105万7000人、90%以上を占める。このうちサンパウロ州には約83万人（70.8%）が居住しており、中でもサンパウロ市の日系人口は29万人で全体の24.8%にも達しており、現在ブラジルの日系人の1/4はサンパウロ市に移住していることになる。（図1参照）

このように、サンパウロ市および市周辺に日系人口が集中しているのは、戦前、戦後を通じ、奥地移住地からサンパウロ市および近郊都市へと移動する傾向が続いたためである。特に、戦前の移住者の多くはもともと、「出稼ぎ」の意識が強く、ある程度の貯蓄を得て日本へ帰国することを目標としていたが日本の敗戦を契機としてブラジルに永住する決意を固めたと言われる。これら永住を決意した移住者はより安定した生活と子弟教育のため、奥地移住地を離れサンパウロ市あるいは市近郊に大移動した結果、日系人口の集中を招いたといわれる。

1) 国際協力事業団「海外移住統計」昭和63年9月

2) サンパウロ人文科学研究所「伯国日系人実態調査」1987年（現在未定稿）

(図1) 伯国日系人社会と伯国全体の人口地域別分布状況比較



出 所：ブラジル人口分布 ブラジル統計年鑑 1984年

日系人口分布 サンパウロ人文科学研究所調査 1987年

## 2. 福祉対象者の存在と分布

### 2-1 日系高齢者

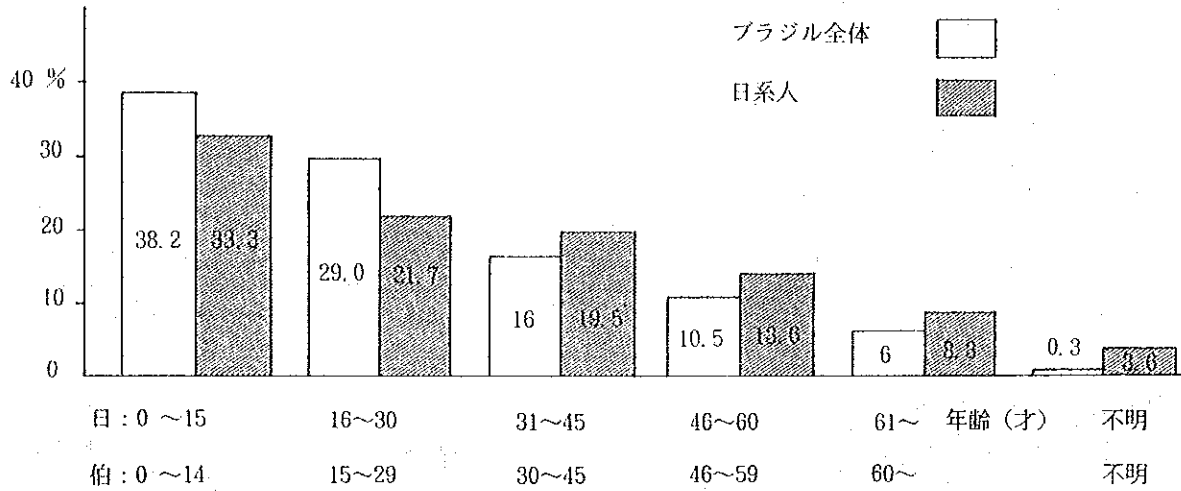
#### (1) 概 況

サンパウロ人文科学研究所が1987年に実施した日系人口調査によれば、日系人口に占める61才以上の人口比率は8.3%（97000人）である。<sup>1)</sup> ブラジル全体では、同年令層は6%である<sup>2)</sup>ので、日系人社会においては高齢者の割合が特に高いといえる。さらに各年令層の人口構成を比較した図2では、30才を区切りとして若年層ではブラジル全体の比率が高く、反対に高年令層では日系人社会の比率が高くなっている。すなわち、日系人社会がブラジル社会全体と比較して高齢化していることがわかる。

1) 前出「伯国日系人実態調査」 P.5 注2)

2) ブラジル国土地理統計院「ブラジル統計年鑑」1984年版による

(図2) ブラジル国における年齢階層別人口比率



出所：ブラジル統計年鑑 (ANUÁRIO ESTATÍSTICO DO BRASIL) IBGE  
 ブラジル日系人口調査集計結果 サンパウロ人文科学研究所

(2) 南伯における状況

日系高齢者の地域分布状況は東南部、特にサンパウロ、パラナ両州に集中しているとみられる。これは日系人口全体の分布状況が同地域に集中していることと、高齢化している戦前移住者の大部分がサンパウロ州に入植したことと等から推測されることである。

サンパウロ日伯援護協会では日本国籍を有する老人数(65才以上)は約5万人でこのうちの約1%(500人)は要保護老人であると説明しているが、<sup>1)</sup> 同地域の日系老人ホームの収容規模は、6施設の定員合計303名、しかも実際の稼働床数はこの9割程度である為、施設に入居を希望しながら順番待ちの日系老人数はかなりの数にのぼるとみられる。(表1参照)

1) サンパウロ日伯援護協会 小畑事務局長談

(表1) サンパウロ・パラナ州の日系老人ホーム定員数

1988年11月1日現在

州	老人ホーム名	定員数
サンパウロ州	憩の園	105 人
	サントス厚生ホーム	56
	セントラル老人ホーム	50
	緒方ホーム	40
	スザノ・イッペランジャホーム	22
パラナ州	和順会老人ホーム	30
計	6 ホーム	303

出所：サンパウロ日伯援護協会資料より抜粋

サンパウロ近郊における日本人高齢者については東京老人ホームのアンケート調査<sup>1)</sup>によれば、高齢者の8割が戦前移住者で、日本の状況と逆に男性が女性を上回っている。また施設に入居する理由は、健康面、経済面、家族関係等に問題が生じて入居に至っている。

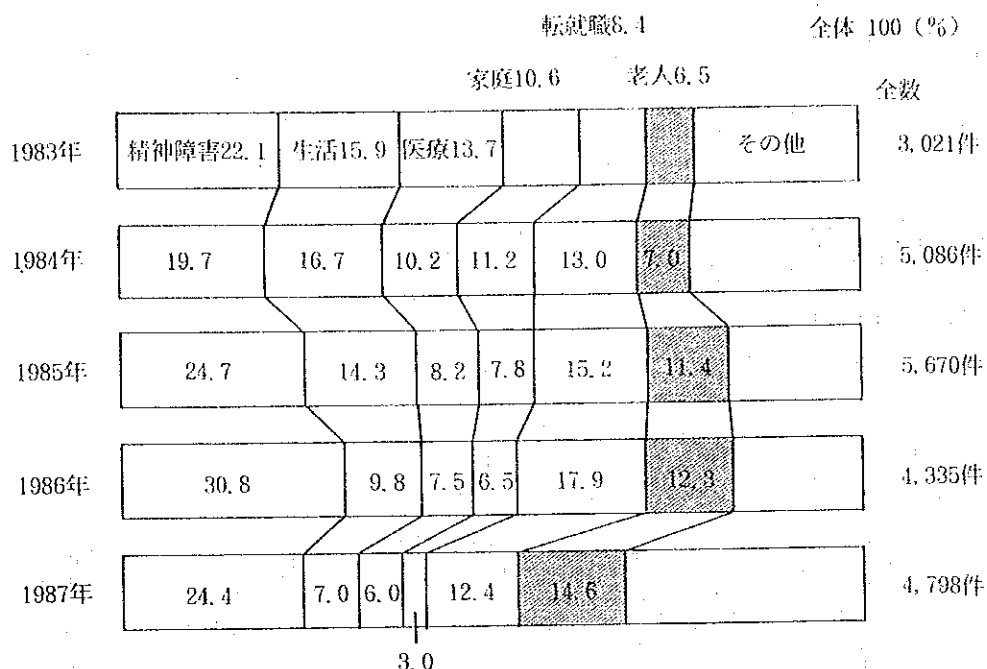
今回訪問した、福祉施設のうちサントス厚生ホームでは特に経済的困窮者を収容している。渡伯以来身寄りが無く生涯、職を転々としながら結婚の機会にも恵まれず、伯国の老齢福祉年金を受給しながら同ホームに長期入居し、亡くなるケースも多い。<sup>2)</sup>

またスザノ・イッペランジャホームは軽費老人ホームとして比較的経済的に余裕のある老人を対象としており、現在70才代を中心に25名収容している。入居者はサンパウロ市内あるいは市周辺の小都市に居住していたケースがほとんどで、奥地移住地からの入居者は少ないということである。これは日本の状況と同様、都市部においては住宅事情が悪く2世代以上の同居が困難であること、また2世代同居が可能な住宅環境であっても商工、サービス業の夫婦共稼ぎの家庭が多く、介護要員がいないこと等による。なお、同ホームではマツグロ州、ベレーン市、リオデジャネイロから各々件の入居相談があったが、家族と離れていることから不可能となった。<sup>3)</sup>

サンパウロ日伯援護協会福祉部で受けつける各種相談に占める老人問題の割合は年々高くなっており、1986年度以降は精神障害、転職に次ぐ第3位であり、(図3参照)今後も日系老人の増加に伴って相談件数も増加するとみられる。

- 1) サンパウロ日伯援護協会の依頼により昭和62年7月に実施したもの。報告書は「ブラジル国在住日本国籍老人の生活実態調査」昭和63年3月
- 2) サントス厚生ホーム 重枝経営委員長談
- 3) スザノ・イッペランジャホーム 佐々木ホーム長談

(図3) サンパウロ日伯援護協会福祉部 カウンセリング内容別割合



(3) 北伯における状況

アマゾン地域への移住がはじまったのは1920年代であるが、大規模な集団移住が始まったのは戦後であるため南伯に比べて高齢者の割合は低いと考えられる。

1987年のブラジル日系人口は33,000人とその結果が出たが<sup>1)</sup>、本調査以前は8,000人程度と見られており、65才以上の高齢者は表2の通り535名確認されている。

このうち寝たきり老人23名、独り暮らし老人10名、また保護を要する老人14名について、家庭訪問、聞き込み調査等でその生活実態が明らかにされた(表3~6)がこれら独り暮らし、あるいは要保護者のうち半数近くは日系老人ホームへの入所を希望している。しかし現在同地域には日系老人ホームがなく、ベレン市内の仮収容施設「厚生ホーム」で重症患者については保護されてきたところである。同ホームはもともと、日系文化団体である汎アマゾンニア日伯文化協会の運営する学生寮であったもので、学生寮の需要が低くなったため、これをアマゾンニア日伯援護協会が借り受け、1986年(昭和61年)より保護を必要とする日系人の収容をおこなってきたものである。アマゾンニア病院を除けば、同ホームが同地域では初めての日系保護施設である。しかし障害を持つ老人、精神障害者、身体障害者等が雑入居している上、設備が不十分である等問題が多い。このため、日系老人ホームへ入居を希望する老人は多いが、現在の状況では厚生ホームへ入居には消極的である場合が多い。<sup>2)</sup>

- 1) 「伯国日系人実態調査」 前出 P.5 注2)
- 2) アマゾンニア日伯援護協会 宍戸事務局長談

(表2) 北伯日系高齢者数

65才以上 1988年 10月1日現在

事業団管轄	州名	移住地名	日系人口	老年人口(女性内数)	比率%
ベレン事務所	パラ	ベレン市内近郊	2279	160 (94)	7.0
		サントイザベル	995	62 (31)	6.2
		カスタンニャール	1319	68 (38)	5.2
		イガラツベアス	156	10 (6)	6.4
		カピタンボッソ	82	5 (2)	6.1
		アバイテツバ	203	15 (9)	7.4
		アカラ	223	15 (10)	6.7
		トメアス	1416	91 (51)	6.4
		アルタミラ	148	3 (2)	2.0
		モンテアレグレ	177	14 (7)	7.9
		サンタレン	328	13 (6)	4.0
		小計	7,326	456 (256)	6.2
		マラニオン		インペラトリス	85
サンルイス	265			15 (9)	5.7
小計	350			15 (9)	4.3
アマパー	アマパー	264	10 (3)	3.8	
マナオス支所	アマゾナス	マナオス市	1732	1 (0)	0
		エフゼニオサーレス	221	22 (10)	10.0
		ベラビスタ	115	13 (6)	11.3
		カショエラグランデ	不明	5 (1)	不明
		小計	2068	41 (17)	2.0
ロンドニア	13セテンプロ	600	11 (5)	1.8	
アクレー	キナリー	190	2 (1)	1.0	
	ワイ連邦直轄地	70	0 (0)	0	
	合計	10,868	535 (288)	5.0	

出所：アマゾンニア日伯援護協会調査資料

(表3) 北伯における寝たきり老人リスト(軽度)

1987年11月16日現在

No.	性別	年齢	現住所	寝たきりの原因	病歴	介護者	経済状況	備考
1	男	76	ANANINDEUA	高血圧	1年	妻 夫婦のみの世帯	ややゆとりがある年金・不動産・不動産	老人性痴呆症・軽度
2	女	74	ANANINDEUA	高血圧		夫 夫婦のみの世帯	普通。本人の収入はなし	胃も不調何れも治療せず
3	男	74	CAPITAO POCO	脳卒中の後遺症	1年	娘 妻は同居	ややゆとり恩給・不動産・不動産	自耳不自由意思疎通不可能
4	男	81	CASTANHAL	骨折・下肢不自由	10数年	妻	ややゆとりがある息子の就労収入	右半身機能回復
5	女	69	SANTA IZABEL	脳卒中の後遺症 右半身マヒ	6年	厚生ホームへ	大変苦しい・年金のみ	兄、妹と同居
6	女	73	SAO LUIS	高血圧・上肢の障害(軽)		妹	ややゆとり本人収入なし	アマゾニア病院
7	女	67	TOME-ACU	脳卒中の後遺症・左半身マヒ	2年	夫・嫁	普通。息子の農業収入	目の障害あり中度
8	女	76	TOME-ACU	骨折・下肢の障害	半年	娘	普通。年金	
9	女	87	TOME-ACU	骨折・下肢の障害			ややゆとりがある。年金・その他	車椅子使用。機能訓練
10	男	79	TOME-ACU	脳卒中の後遺症・右半身マヒ	2年	娘・昼夜通し介護	ややゆとりがある。年金・その他	車椅子使用
11	女	74	TOME-ACU	事故の後遺症・左膝の機能マヒ	8年	娘	ややゆとりがある。本人の収入なし	車椅子使用
12	男	84	TOME-ACU	身体的老化			普通。年金	糖尿病・老人性痴呆(軽度)
13	女	74	TAPANANA	関節炎・神経痛			普通。子供からの仕送り	
14	女	76	BELLE M	上肢の骨折・他老化	半年	夫	普通。仕送りその他	
15	男	74	BELLE M	脳卒中の後遺症・片マヒ(中)	半年	妻	やや苦しい	高血圧・腎臓病等の治療中

出所：国際協力事業団 ベレン事務所

(表4) 北伯における寝たきり老人リスト(重度)

1987年11月16日現在

No.	性別	年齢	現住所	寝たきりの原因	病歴	介護者	経済状況	備考
1	男	68	MONTE ALEGRE	脊髄損傷・両下肢機能全喪	8年	妻と子	やや苦しい。年金・自営業収入	巡回診療時に往診している。
2	男	74	SANTA IZABEL	脳卒中の後遺症・右半身マヒ	8年	妻 昼夜通し介護	ややゆとりがある年金・恩給・自営業	目・言語の障害あり・重度
3	女	75	TOME-ACU	腰椎骨折・右足マヒ	5年	娘 昼夜通し介護	やや苦しい。年金	老人性痴呆・家族以外かわからない
4	女	78	TOME-ACU	脳卒中の後遺症・左半身マヒ	2年	夫	普通・年金	会話意思疎通不可能
5	男	68	BELLE M	脳卒中の後遺症・右半身マヒ	5年	妻	不明	言語障害糖尿病・医師の訪問希望
6	女	91	TAPANANA	全盲・身体的老化	3年	息子	普通。息子が農場経営	1916年第45次ベレン移民
7	女	77	BELLE M	脳卒中の後遺症	3年	夫	やや苦しい	夫と二人暮らし
8	女	70	BELLE M	パーキンソン病・最重度	4年	娘・孫	普通	末期症状

出所：国際協力事業団 ベレン事務所

(表5) 北伯における独居老人リスト

1987年11月16日現在

No.	性別	年齢	現住所	健康状態	経済状態	状態	備考
1	女	76	ABAETETUBA	上肢が少し不自由	不明	不	老人ホーム入所を希望
2	男	86	ABAETETUBA	すこぶる健康	普通、年金・その他	普通	老人ホーム入所を希望現在茂木幸雄氏宅に世話になっている。
3	男	67	A M A P A	目、耳が少し不自由	普通、恩給・年金	普通	
4	女	67	COQUEIRO	関節炎・神経痛	普通、年金・就労収入	普通	住居は借間で老人ホーム入所を希望
5	女	81	SAO LUIS	上・下肢が少し不自由	不明	不	
6	女	68	TOME-ACU	精神障害・中度	やや苦しい・息子の援助	やや苦しい	同一敷地内に夫・息子家族が住むが車いす行動多く同居せず。
7	男	76	TOME-ACU	腰通・前立腺肥大	やや苦しい・自営業収入	やや苦しい	娘(山根緑)孫はBLEEM 在住
8	女	81	B E L E M	病弱・上下肢不自由(中)	やや苦しい・年金、その他	やや苦しい	住居は借家。老人ホーム入所希望
9	女	73	B E L E M	関節炎・神経痛	普通、年金・就労収入	普通	協会活動が中心の生活。老人ホーム入所希望

出所：国際協力事業団 ベレン事務所

(表6) 北伯における保護を要する高齢者の実態

1987年11月18日現在

No.	性別	年齢	渡航年月日	今までの生活環境	要保護の必要度	備考
1	女	73	1960.07.10	アル中の次男と二人暮らし。次男扶養能力なし	身体的老化が著しくなると保護必要	援助厚生ホーム入所
2	女	70	1960.07.10	生活困難及び身体衰弱の為87年6月より厚生寮	要保護大変必要	厚生ホーム入所継続
3	男	72	1955.01.21	高齢の為農場別85年より援助に他込み勤務	身体的老化が著しくなると保護必要	厚生ホーム入所希望
4	女	67	1955.01.21	子供に恵まれず二人暮らし。親類なし。	同上	同上
5	女	68	1955.01.21	遺族に当たる人の近くで援助を受けながら生活	同上	同上
6	女	82	1958.11.10	自宅で一人暮らし親類からの節かな援助で生活	同上	日系老人ホーム入所希望
7	女	74	1958.11.10	教会に住込み一人暮らし。週2回上記師の世話	同上	同上
8	男	87	1930.09.10		同上	同上
9	女	69		精神障害で家族を退出し一人暮らし	病状の悪化・身体的老化時	精神病院・厚生ホームへ
10	女	62	1957.01.07	精神障害者・夫(69才)と二人暮らし夫の雇人恩給	夫の介護力が低下した場合必要	厚生ホーム入所が適当
11	男	81	1955.01.21			日系老人ホーム入所希望
12	女	74	1955.01.21			同上
13	女	77	1953.02.01			同上
14	女	71	1955.01.23	84年夫が死亡農地を売却ベレンへ精神障害	稼働収入がなくなると保護必要。	実妹が厚生ホーム入所

\* 5. 6. 7. 8. 9. 13は、独居老人でもある。

出所：国際協力事業団 ベレン事務所



## 2-2 生活困窮者

人口の高齢化がブラジル国の差し迫った問題となっていないのと対照的に、貧困はブラジルの社会問題である。表7に示される通り10才以上の人口の6割以上は最低賃金以下の所得水準である。最低賃金とは、ヴァルガス政権時、1937年に労働者の権利と生活を保障する為に発足した制度で、各半期毎に政府委員会により査定され、あらゆる職種の労働者の賃金決定改訂を行う際の基準となっている。インフレ率にスライドして是正されると言われているが、現実には最低限の生活の保障にも及ばない額である。このように多数の貧困層が存在する一方で、同国では、人口の1割にも満たない高額所得者が全国民所得の5割を占めると言われている。

(表7) ブラジル国の所得別人口割合

所得	人口 4人	割合 %
最低賃金の1/2 まで	9,707	10.5
最低賃金の1/2 ~1	11,025	11.9
1~2	12,765	13.7
2~3	6,552	7.1
3~5	5,022	5.4
5~10	4,263	4.6
10~20	1,796	1.9
20倍以上	732	0.8
無収入 (生活扶助受給者含)	40,801	43.9
不明	224	0.2
合計	92,887	100.0

出所：ブラジル統計年鑑 1984年版

日系移住者に関して言えば、渡伯当初の生活レベルは相当低く、特に戦前移住者は農業従事者の中でも人夫クラスの、いわば奴隷に替わる労働力であった。しかし個々の移住者の努力が実り、また同国では土地取得が比較的容易であったことから、現在では多くの移住者が独立農となっている。また商工業への転職、子弟に高等教育を受けさせる等努力の結果日系人口全体としては現在、経済的地位は低いとは言えない。ブラジルの人種構成を、白人、黒人、褐色、黄色の4分類した上で、各人種別の所得分布を示したのが表8であるがこれによれば、黄色人種では最低賃金以下の低所得層が、白人を含む他人種に比較して格段に少なく、逆に最低賃金の5倍以上の高所得者が3割以上存在することがわかる。

(表 8) ブラジル国人種別所得構成 (1982年)

単位：千人

	白人	構成比%	黒人	構成比%	褐色	構成比%	黄色	構成比%
最低給料まで	7,713	28.0	1,980	52.5	7,710	47.5	33	8.8
1～2倍	6,931	25.2	941	25.0	3,782	23.3	55	14.6
2～5倍	6,339	23.0	467	12.4	2,207	13.6	119	31.6
5倍以上	3,596	13.1	77	2.0	593	3.6	126	33.4
所得なし	2,824	10.3	295	7.8	1,879	11.6	42	11.1
申告なし	109	0.4	10	0.3	61	0.4	2	0.5
(合計)	27,512	100.0	3,770	100.0	16,232	100.0	377	100.0

出所：ブラジル日本商工会議所「ブラジル基礎資料集」

しかしながら、今回訪問した日系福祉団体では日系社会において貧富の差が拡大しつつある点を指摘された。生活困窮者は日系社会との交渉も途絶えがちになるため、日系団体でもその存在が確認できず救済の遅れるケースが多いという。

サンパウロ日伯援護協会福祉部が1987年度実施した生活扶助受給実績は1,141名であったがその内訳は、病弱者（精神障害者、慢性疾患）、放浪癖、失業者、身体障害者等であった。

一方、アマゾン日伯援護協会の1987年度の扶助実績は28件、総額25万クルザードである。なおアマゾン地域では援護協会と当事業団ベレン事務所が実態調査を行った結果、本人あるいは家族の心身障害が貧困の原因となっているケースが多いことがわかっている。（表9参照）

(表9) 北伯における生活困窮者状況

1988年10月1日現在

No	地 区	困窮年月日	家 族 状 況	収 入 源 及 び 経 営 内 容	困 窮 要 因	今後の対応方針
1	ベレン (サンルイス人種)	1960.07.10	夫婦の母とアルルの次男との二人暮らし	父男は無職、母は非正規金と労働収入	父男の無職で両者生活が苦しい	母男の子供を養育する
2	サンタイザベル (サンルイス)	1960.07.10	夫婦の母と次男の3人暮らし	父男と次男が工場での非正規金、母は非正規金・収入全くなし	父男の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
3	ベレン (サンルイス人種)	1960.07.10	アルルの父と次男の母子	無職・収入全くなし	アルルの無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
4	ベレン	不 明	妻母と次男の母子	母男が工場での非正規金	父男の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
5	ベレン	不 明	不 明	不 明	不 明	母男の子供を養育する
6	サンタイザベル	1961.11.04	兄弟の二人暮らし	兄 (80才) はガンで無職、母は非正規金と労働収入	兄のガンで生活が苦しい	母男の子供を養育する
7	サンタイザベル	1961.11.04	母 (82才) 次男 (24才) 長女 (無職者) 次女	母と次男が無職、100才の祖母の非正規金	母の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
8	カスタンニャール	1963.09.03				
9	カスタンニャール	1960.07.10	父・母 (自給) 子供2人	父の無職で生活が苦しい	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
10	カピタンボソン	1961.08.05	父・母・子4人	農業・ビメンタ 80本、若手の非正規金	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
11	アハエトウーバ	1947.06.28	父・母 子供7人 (70000)	農業・ビメンタ 500本程度	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
12	アハエトウーバ	不 明	不 明	不 明	不 明	母男の子供を養育する
13	コンコルジア	不 明	父・母 (自給者) 子供1人	小さな非正規金を得る。その日食べていくのレベル	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
14	モンテアレグレ	不 明	父 (自給者) 母 子供2人	小さな非正規金を得る。他種非正規金	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
15	グワマ	不 明	父・母・子供4人	小規模な非正規金	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する
16	グワマ	不 明	父・母	小規模な非正規金	父の無職で生活が苦しい	母男の子供を養育する

出所：「経済調査報告書」ベレン市役所

### 2-3 精神障害者

日系精神障害者に関してはすでに戦前1939年（昭和14年）の調査で、サンパウロ州立ジュケリー精神病院に入院中の患者 7,000名のうち邦人患者が 185名であると報告されている。<sup>1)</sup> さらに1975年（昭和50年）前後にはその数は約 450名となっている。<sup>2)</sup>

また近年サンパウロ日伯援護協会福祉部に持ちこまれる相談件数の中で精神障害に関する物は毎年最多数を占めており（表10）見逃せない問題となっている。

（表10） サンパウロ日伯援護協会における精神障害相談件数とその割合

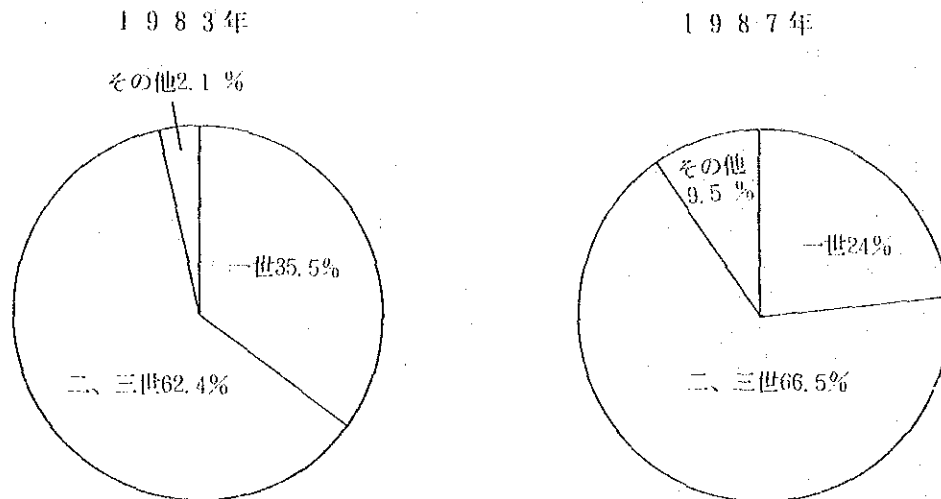
年 度	1983	1984	1985	1986	1987
件 数	667	1000	1398	1339	1169
割 合 %	22.1	19.7	24.7	30.8	24.4

出所：サンパウロ日伯援護協会「事業及び決算報告書」

精神障害には、遺伝や異常出産等が原因である先天性のものと、環境の変化やストレス等による後天性のものがあるが、移住者の場合には後者に分類されるものが圧倒的に多く病状では躁うつ病が6割を占める。<sup>3)</sup> また、対象者の国籍は、年々2，3世の占める比率が高まってきているが（図4）、2，3世の問題は親である1世が対応せねばならず、1世が同協会福祉部へ持ちこむケースも依然として多い。また、従来、1世に障害が出た最悪の場合は本国帰国措置により解決してきたが、2，3世の障害が多くなるに従って現地での解決を迫られてきており問題が深刻化してきている。2，3世の精神障害者は先天性要因や、乳児期の病気による場合が多いが、現在、日系精神薄弱者施設は3施設あり約 250名が収容されている。（表11）

- 1) ブラジル日本文化協会「ブラジル日本移民70年史」
- 2) 同 上
- 3) サンパウロ日伯援護協会 福祉部調査結果による。

(図4) サンパウロ日伯援護協会精神科への登録者世代別割合(%)



出所：サンパウロ日伯援護協会「事業及び決算報告書」1983年度，1987年度

(表11) サンパウロ・パラナ州における日系精神障害者施設定員数

施設名	設立年	収容人数	備考
こどもの園 希望の家 やすらぎホーム	1959	120	重度障害者
	1963	80	
	1977	65	
計 3 施設		265	

出所：サンパウロ日伯援護協会調査資料

一方北伯においてはアマゾン日伯援護協会の福祉部が相談を受けつけているが、1987年度の精神障害に関する相談件数は5件で全体の4%であった。また個別状況については表12の通り確認されているが、治療の機会が無いまま放置されているケースも見られる。

(表12) 北伯における精神障害者現況表

1988年11月16日現在

No.	年齢	性別	渡航年月日	障害の種類・程度	備考
1	46	男	1960.07.10	アルコール依存症・重度	高齢の実母と二人暮らし。無職で収入は実母の年金。反社会的行動顕著
2	49	男	1960.07.10	アルコール依存症・中度	社会不適応行動多く家庭崩壊。86年9月より援協厚生ホーム入所
3	56	男	1968.10	アルコール依存症・中度	
4			不 明	精神分裂病・中度	家庭崩壊。87年3月～10月援協厚生ホーム入所。やや回復しサンパウロへ
5	42	女	1978.03.20	精神分裂病・中度	10数年、問題行動のためオリ小屋生活。87年8月より援協厚生ホーム入所
6	46	男	1968.05.13	アルコール依存症・重度	86年5月市内精神病院を飛び出しサンパウロへ。以後行方不明。
7	44	男	1957.08.29	アルコール依存症・中度	87年12月より日本へ出勤中。出勤先でも飲酒による問題多々あり。
8	69	女	不 明	精神病 (治療歴なし)	約10年前より異常行動 (火つけ・暴力) が出、現在家族を追い出し一人暮らし。
9	62	女	1957.01.07	精神病 (治療歴なし)	夜のハイ回・まとまりのない奇妙な行動が多い。夫と二人の老人世帯
10	38	男	1965.02.01	精神病 (治療歴なし)	独身。両親と同居。異常言動 (特に政治的) で近隣に迷惑をかける
11	47	男	1954.06.07	頭部外傷後遺症による痴呆	62年に交通事故にあいそれが原因。見当識の障害が強い
12	43	男	1957	脳血管性痴呆・重度	片マヒ・他の運動障害あり。日常会話の理解すら困難。実母が介護
13	71	女	1954.07	パーキンソン病による痴呆・最重度	現在末期症状で完全寝たきり。発語・感情表出全くなし。
14	19	女	二世 (父母共に一世)	神経症・中度	17才で未婚の母となるが産後ノイローゼにかかる。現在妊娠中
15	32	女	二世 ( " )	精神分裂病・中度	サンパウロの精神病院入院中
16	24	女	二世 ( " )	精神分裂病・中度	サンパウロの精神病院入院中
17	31	男	二世 ( " )	頭部外傷後遺症による痴呆・中度	身辺処理自立しておらず稼働能力なし。高齢の両親と同居
18	50	男	1954.07	脳血管性痴呆・軽度	実母と二人暮らしであったが実母が高齢で介護困難となり87.12 厚生ホーム入所
19	20	男	二世 (父母共に一世)	情緒障害・重度	拒食・カン黙が著しく現在アマノニア病院に入院中
20	52	女	二世 ( " )	精神病・中度	発病後夫と離婚。現在知人宅に身を寄せている。治療中

出所：国際協力事業団 ベレン事務所

### 3 他国の社会保障制度

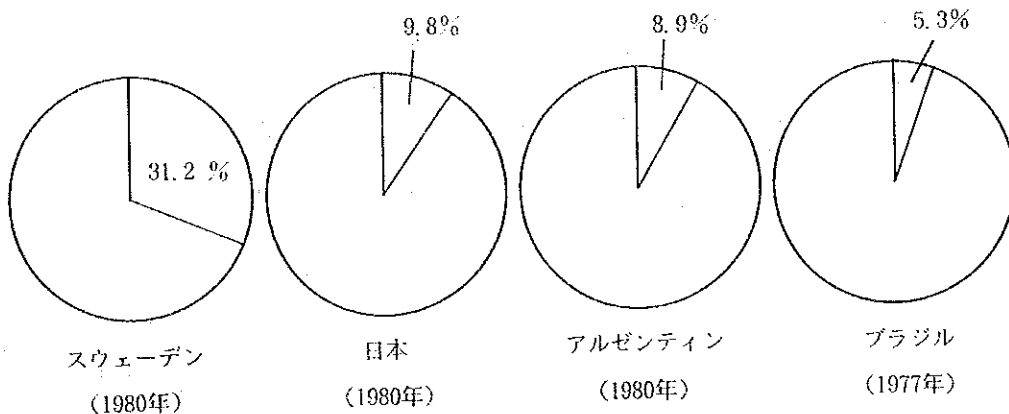
#### 3-1 概況

社会保障制度は、一般に国民の最低限度の生活を保障する前の国の制度であり、具体的には、健康保険、年金等の社会保険、窮乏者に対する公的扶助、各種社会福祉制度、公衆衛生施策等の総体を称して言う。

日本では戦後日本国憲法第25条により国民が健康で文化的な生活水準を維持する権利（生存権）が確立され国家がその為の社会保障を行うことが義務づけられることとなった。昭和30年代には国民皆保険・皆年金が実施されるとともに福祉六法<sup>1)</sup>体制が整い、昭和40年代以降、高度成長の経済基盤の上に本格的に社会福祉政策や公害対策が実施されるようになり福祉国家への途を歩み始めたと言える。（資料1参照）

これに対し、ブラジルでは昨年（1988年）10月に憲法が改正されるまで、すなわち旧憲法<sup>2)</sup>においては社会保障に関する国民の権利と国家の義務が確立されていなかった。次項で述べる様に、政府社会福祉省の管轄下に諸機関がおかれ、政令の定める福祉事業を実施してきてはいる。しかし日系社会と違いブラジル国全体では人口構成が若く高齢化問題が存在しないことや財源に余裕が無い為、福祉に十分な予算措置がのぞめない状況である。（図5）

（図5） 社会保障給付費の国内総生産に対する割合国別比較



- 1) 生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱福祉法、老人保護法、母子福祉法
- 2) 1969年制定ブラジル連邦共和国憲法

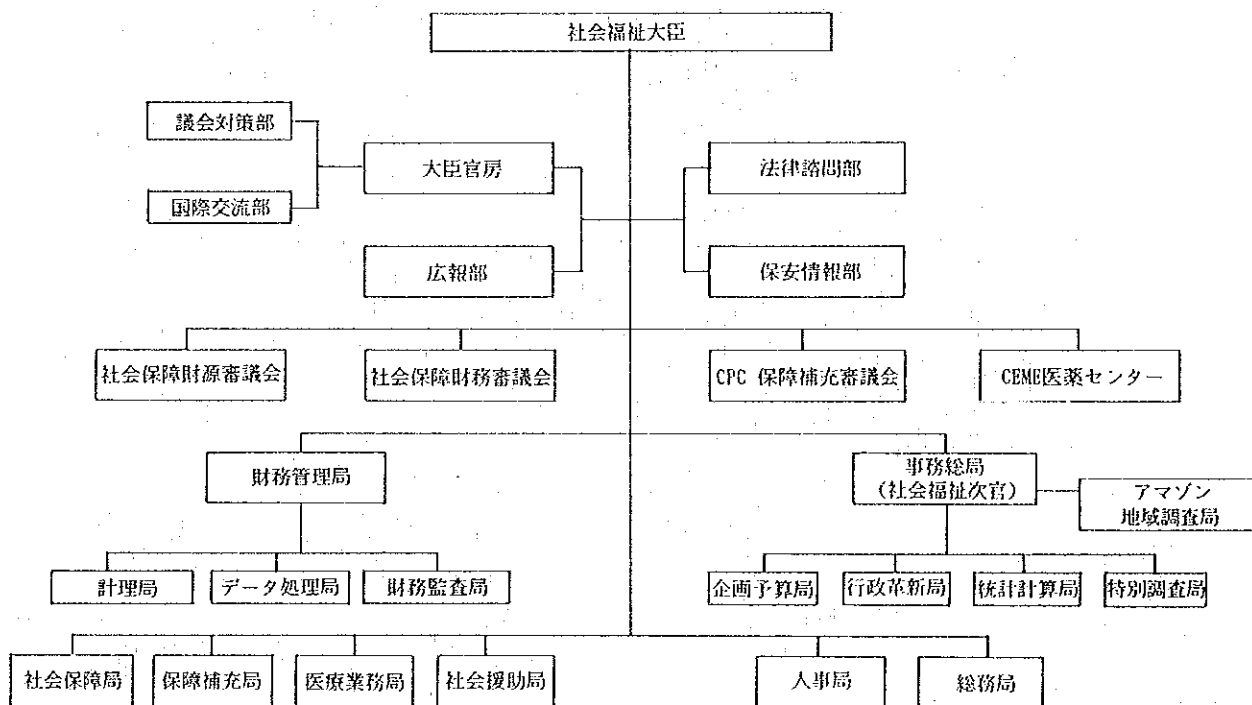
### 3-2 社会保障制度の歩み

ブラジルでは保険制度については比較的早くから存在していた。1800年代末には国鉄職員の共済基金が設置されたのをはじめとして1919年には全労働者に対し労働災害強制保険が制度化され、その後、各業種ごとに年金基金制度が整えられ、海員年金院(IAPM)、銀行従業員年金院(IAPB)、工業労働者年金院(IAPI)、運送、荷役労働者年金院(IAPETEC)等が創設された。

これら社会保険を統一する試みが1945年(昭和20年)ごろからおこなわれ、社会保険組織法の制定、年金院(IPASE)の設立などを経て、1966年(昭和41年)国立社会保険院(INPS)により一元化された。

しかし社会福祉事業についてはキリスト教系の宗教団体により長く救済活動が行われてきたのみで、後発ながら政府出資の社会福祉財団の整備が進められ、前述の社会保険院(INPS)等と合わせ、国立社会保険援護機構(SINPAS)が成立したのは1977年(昭和52年)である。

(図6) ブラジル社会福祉省機構図 昭和59年12月現在



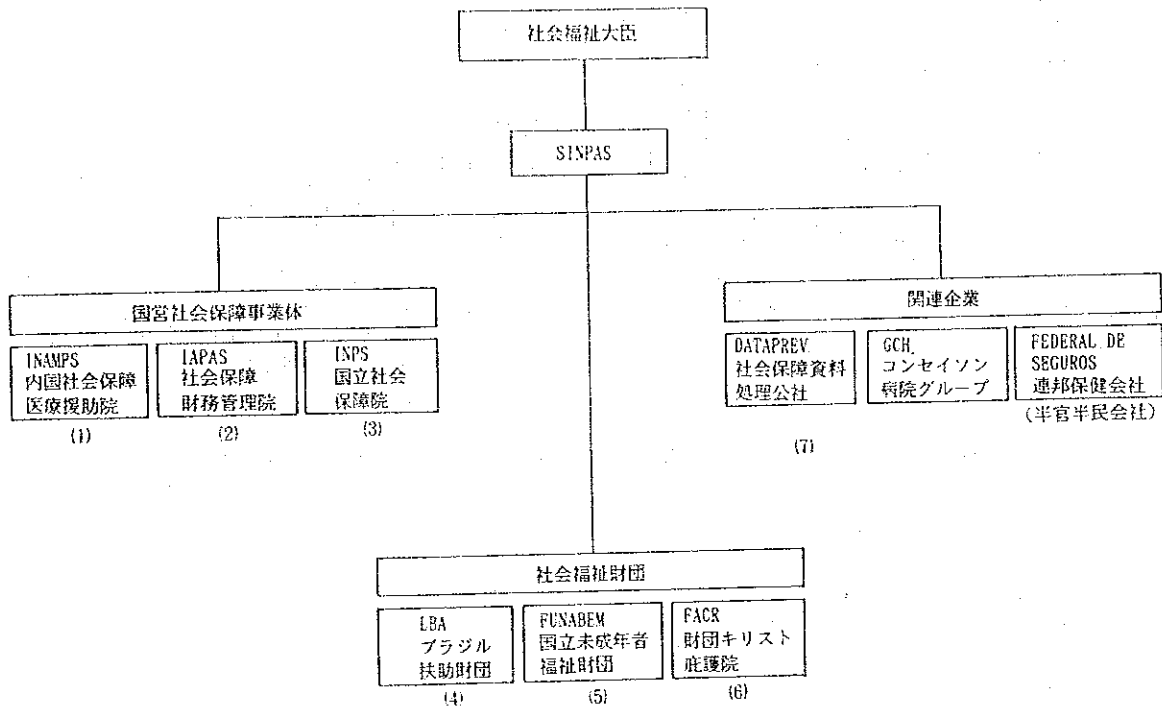
出所：国際協力事業団 「開発途上国の行政省庁組織図」



### 3-3 SINPAS

国立社会保険援護機構(SINPAS)は社会福祉省管轄の国営社会保険事業体と社会福祉財団および関連企業の3事業体によって構成されており各団体の概要は以下(次頁含)の通りである。

(図7) SINPAS機構図 昭和59年12月現在



出所：国際協力事業団「発展途上国の行政・省庁組織図」

- (1) INAMP S (Instituto Navional de Assistencia Medica da Previdencia Social)  
国民健康保険の実務を担当する機関。
- (2) I A P A S (Instituto de Administragao Financeira e Assistencia Social)  
管理部門として、保険料、社会保険資金徴収に関する監督およびS I N P A Sの各団体への予算配賦をする。
- (3) I N P S (Instituto Navional de Previdencia Social)  
退職金、疾病手当、出産手当、葬儀手当その他社会保険金(年金)の給付を担当する。なお、年金制度の概略は表13の通りである。
- (4) L B A (Fundagao Legiao Brasileira de Assistencia)  
救済事業を行う社会福祉財団。
- (5) F U N A B E M (Fundacao Nacional de Bem-Estar do Menor)  
児童福祉財団。
- (6) F A C R (Fundacao do Abrigo do Cristo Redentor)  
カトリック系福祉財団
- (7) D A T A P R E V (Empresa de Processamento de Dados da previdencia Social)  
社会保障に関する情報処理、統計作成業務を担当する企業。

(表13) ブラジル年金制度 (INPSによる)

	受給開始 年令(才)	拠 出 金	受 給 額	備 考
都市労働者 (商・工業従事者)	男 65 女 60	事業主：被用者給与の18.4% 被用者：給与額の8.5～10%	退職直前より逆算して過去3 ヵ年の平均給料の70%+就労 年数による加算	5ヵ年間の拠出が条件 受給額は特殊な方法で 積算されるため実際には 平均給料の40%程度
農林労働者 (農業従事者)	男 65 女 60	雇用主：農産物価格の2.5% 被用者：なし	最低賃金の50%	
自営農	65	生産物販売価格の1.2%	過去3ヵ年の年間農産物平均 価格の1/12×90%	

出所：1979年1月24日行政令第 83080号および、サンパウロ、アマゾン各日伯援護協会資料

### 3-4 福祉関係法

福祉関係の行政令および昨年公布された新憲法を紹介する。(資料2参照)

#### (1) 民間福祉事業に対する免税措置

慈善事業を行う民間の団体(法人)に対しては1980年行政令第85450号により、法人所得税が免除される。条件としては、役員が報酬を得ていないこと、収益を分配しないこと等がある。また認可を受けた慈善団体に対して寄付や寄贈を行った場合は、これを行った個人ないし法人の所得申告において必要経費として計上できることになっている。日系福祉団体のはほとんどは本福祉法人認可を受けている。

#### (2) 老人保護に関する規則

所得税法の特典として、65才以上の納税者についてはその所得から扶養家族2人分の法定養育費相当額を控除することができる。

また、刑法上の特典として、犯罪者の年令が70才以上の場合その刑量の決定において情状酌量の要素として特別考慮を受けるとされている。(刑法第48条第1項)

#### (3) 新憲法(1988年10月5日公布)

ブラジルは1985年に文民政権が発足すると共に、軍事評議会によって制定された1969年憲法の改正が検討され、準備期間を経て1988年(昭和63年)新憲法が公布された。新憲法は軍政下の反省を生かした政治的な改革、進歩的な労働関係条項などを織りこんだ245条に及ぶもので国内外から注目されているが、社会保障についても大幅な前進が見られた。

すなわち、前文で福祉の実行を保障することが唱われ、第3条の国の基本目的では、貧困を根絶し社会的、地域的格差を縮小しすべての者の福祉を推進することを掲げている。さらに社会的権利、社会保障、社会援護についてそれぞれ明確に規定されている。なお具体的に進展のあった項目は次のとおりである。

##### 1) 生活困窮者に対する最低賃金の保障(第203条V項)

従来農業労働者に対する最低賃給与の50%の無拠出福祉年金が保障されていたが、都市労働者の場合、失業等によって制度からはずれた場合は救済措置が無く、同条項による最低賃金の保障は前進であると言える。ただし最低賃金(1988年11月現在で30800CZ公定レートによる55ドル相当)では最低限度の生活をも保障されないのが実情である。

##### 2) 70才以上の老人に対する交通料金免除

(第230条II)

都市圏における施策である。

##### 3) 年金額の計算方法について

従来年金にはインフレによる価値低下を計上されていなかったが、新憲法ではインフレ率にスライドして年金額を決定されることとなった。

#### 4) 医療保険の一体化

従来、連邦政府、州、市群等では重ねて施行されていた医療保険制度を一本化することにより、合理化を旨としている。

#### 3-5 伯国社会福祉施設（ベレン市内の2機関）について

今回の調査ではベレン市内の民間および公立福祉機関を各1施設視察することができた。このうちNeureco de Phisiatria do Para は民間の身体障害者リハビリテーションセンターで、医師3名の共同経営により1975年より開院している。前身は病院であったが、現在は2階建の各部屋に理学療法機器や電気治療器を設置している。ブラジルでは理学療法士や作業療法士の国家資格は無いが、専門的に教育を受けた指導員が患者の訓練を監督、指導している。患者数は1日平均250名で180日間程度の通院あるいは入院によって機能回復をはかる。なお、患者の加入している医療保険が政府系のINAPSに加え民間会社にも加入している場合は上級訓練が受けられるようになっている。

他方CASA DE ANUAO D NACEDO COSTAはパラ州立の老人ホームであり現在136名の老人を収容している。1901年よりカトリック教会の困窮院として開院したのが始まりで、1958年からは老人ホームとなったが1969年に正式に州が助成を始め、SINPASが設立された1977年以降本格的な州の運営となった。現在運営費の90%は州の予算から、10%は連邦政府の予算で賦われている。SINPASの社会福祉財団(LBA)からの入所要請の場合は同財団より1人当たり月額7000クルザード(約10ドル)の補助がある。

入居資格は65才以上が原則であるが60才以上であっても、経済状況や居住形態(独居、寝たきり等)について家庭訪問で審査した結果適当と認められる場合は入居できる。定員160名であるが現在は136名が入居中で、身辺整理等自立可能な老人から寝たきり老人まで男女各4部屋(うち1室は特別養護室)に分けて収容している。従って30坪程度の広さの大部屋では20~30床のベッドが2列に並べられ野戦病院の様であった。ほとんどはINAPSの保障による福祉年金の受給者である。

介護体制は医師3名、福祉士3名、看護婦3名、心理学士1名他職員90名が6時間交替で当たっている。医師は内科2名、精神科1名で、内科のうち1名は老人病専門医である。また地元の大学の施設科目である作業療法科の実習機関となっており毎日教授と学生のグループが実習している。

なお外国人の入居実績は有るが、日系人は無い。これは院長の話によれば日系人は言葉の問題以外に家族意識が強い為、伯国の施設に入居させず、家族で介護する傾向が強いのではないかと指摘された。

#### 4. 日系団体の社会福祉活動

##### 4-1 歩み

ブラジルにおける移住者間の相互扶助組織としての小団体（組合）は戦前から各移住地で形成されていた。戦後は、すでにブラジルに定着しつつあった移住者の同胞意識の高揚と移住の再開を契機として、より大きな日系福祉団体が組織されるようになった。各団体は、施設の運営、窓口相談、経済扶助等の事業を実施しており、日系社会の福祉はこれらの団体に負うところが大きい。

ブラジルにおいて初めて移住者援護団体ができたのは、1924年（大正14年）の同仁会の設立である。同会は日本政府の補助金等を財政的基盤として設立され約20年間にわたってサンパウロ州を中心に初期移住者の医療衛生の向上に寄与した。以後1930年代には日系社会から相互扶助により保健医療衛生対策をはかろうとする動きが起こり、療友会（1931年設立、カンボス・ド・ジョルドン市）、リンス互助愛善連合（1932年設立、リンス市）等が誕生した。

しかし第2次大戦勃発により日本とブラジルは国交を絶たれ、時のヴァルガス政権はアジア系移民の制限、外国語新聞の規制等、日本人移民に対し厳しい政策で臨んだ為、日系団体の活動は低迷した。しかしそのような戦時中の状況下でカトリック信者の中から福祉活動を始める動きが起こり、ブラジルのカトリック教会の全面的庇護の下に、1942年「聖市カトリック日本人救済会」が創立された。

戦後は1950年代に国交が回復し移住が再開されたが、同時に日系社会の動きも活発化し、1960年代までに相次いで日系福祉団体が設立された。戦後の移住の実施団体であった、日本海外協会連合会（通称「海協連」現在のJICA）の補助業務実施機関として設立された「サンパウロ日伯援護協会」（1959年）、同「アマゾニア日伯援護協会」（1965年）、「南日伯援護協会」（1969年）をはじめ、戦時中に設立された「聖市カトリック救済会」を母体とする「救済会」（1953年）、仏教系の「パウリスタ児童療養会」（1959年）「希望の家」（1963年）等、現在福祉活動を行っている団体のほとんどはこの時期に創立されたものである。

これらの日系福祉団体が設立される背景には、

- i 戦前移住者は、もともと出稼ぎの意識が強く、ある程度の貯蓄をもって帰国する意志を有していたが、日本の敗戦とその後の祖国の混乱が認識されるようになりブラジル永住を決意した移住者間の同胞意識が次第に慈恵的、相互扶助的組織の形成に結びついたこと。
- ii 永住を決意すると、移住者はより安定した生活と子弟教育上の理由で奥地移住地を離れ、サンパウロ市あるいはその近郊に大移動した。多くは離農し商業、サービス業に転向するか近郊で蔬菜、果樹栽培を営んだが、これらサンパウロ日系社会の中から1950年代には中流以上の所得層が育ちはじめ、福祉団体への寄附金、会費等が集まり易くなった。

たこと。

iii 戦前の日系移住地で活躍した医師の大部分は日本から渡伯し、医師免許の切りかえや医科大学へ再入学して資格を得た。この為、その数は限られており（約40名）福祉専門家は皆無に等しかった。これに対し、戦後はブラジル生れの2世の中からブラジルの教育制度を終了した医師が育ち始め、現在でも人材不足とはいえ、応援を仰ぐことができるようになってきたこと等が掲げられる。

しかしインフレ、失業者増大という経済状態の折、日系社会では働き手の日本への出かせぎと、戦前移住者の高齢化が問題になりつつある。このような中で各日系団体は、寄付金の伸び悩み、インフレによる財源の目減り等の問題に直面しており、今後は各団体の運営能力の強化と、老人福祉専門家他、各分野の専門家の養成が課題である。

#### 4-2 現況と問題点

サンパウロおよびアマゾンア日伯援護協会の資料によれば現在、ブラジルには日系福祉団体が7団体あり、これらの団体および個人で運営されている日系福祉施設は12施設存在する。（表14、15参照）

日系福祉団体は、複数の州を管轄対象として、多方面の活動を行っている援護協会と、地域を対象としている比較的小規模の団体とに大別される。前者には、中部、中西部諸州を管轄としている「サンパウロ日伯援護協会」南部諸州対象の「南日伯援護協会」北部諸州管轄の「アマゾンア日伯援護協会」がある。これらの3協会は、生活保護、窓口相談等日本での福祉事務所の業務内容に当たるものを日系人対象に実施している他、老人クラブ応援、各種実態調査、施設の運営を行っており総合的福祉団体としての役割を担いつつある。一方後者の中小規模団体は、施設の運営を主体としており老人ホームの運営を主とする、カトリック系の「救済会」、仏教系の「和順会」、また精神薄弱者収容施設の運営を主とする、「こどもその」「希望の家」等がある。今回の調査で訪問することができたのは、サンパウロ日伯援護協会、アマゾンア日伯援護協会、救済会とその施設である。福祉団体は、会費、寄附金、バザー収益等を主財源としているため、不況下では寄附等が集まりにくく、各団体とも苦しい現状であるという。

サンパウロ、アマゾンア両援護協会では、同協会の福祉部で各種相談、扶助を実施しているが、不況時ほど扶助の要望が高いのに対し予算が追いつかず、要望に充分応えられないという。また、サンパウロ日伯援護協会は、次項で述べるように病院、老人ホーム、精神薄弱者収容施設等を多角的に運営しているが、1987年の収支が黒字のものは6施設中3施設にとどまっており、寄附金、当事業団補助等の財源を得てようやく事業運営ができる状態である。（資料3(1)）また、戦前移住者や戦後の初期移住者の高齢化にともない、各援護協会の窓口相談では老人問題の比率が高くなる等、高齢化対策という新しい課題を担っている。戦後、ブラジルで教育を受けた2世の中から医師、看護婦、心理カウンセラー等が少しづつ育ってきてはいるものの、福祉の現場での地味な仕事には、人材確保が難しい。

いづれにしても日系社会の高齢化という課題を目前にして、各日系福祉団体は、福祉専門家、人材の不足、不況下の資金難という共通の問題をかかえている現状である。

(表14) ブラジルの日系福祉団体一覧

団 体 名	所 在 地	代 表 者	創 立	法的根拠	会 員 数	役 員 構 成	事務局長等	事 業 内 容	備 考
サンパウロ日伯援護協会 BENEFICENCIA NIPO- BRASILEIRA-DE SAO PAULO	RUA SAO JOAQUIM381-5 and SAO PAULO 01508 FONE 278-1640,9200	竹 中 正	1959	公益福祉法人	13593 (88.11月)	副会長5名 理事34名 幹事3名	小 畑 博 昭 職員数 266名	日伯友好病院、総合診療所 カンボス結核療所、スザノホーム サントス厚生ホーム、やすらぎホーム 等の運営、生活困窮者保護 巡回診療、老人福祉等	1988年度予算額 218,572,000 CZ
救 済 会 ASSISTENCIA SOCIAL "DOM JOSE GASPAR"	RU SAO JOAQUIM 381-4 and SAO PAULO 01508 FONE 278-7248, 279-0215	渡 辺 マルガリータ	1953	社会福祉法人	8,213	副会長2名理事27名 監事3名	吉 安 園 子 職員数35名	老人ホーム 憩の園運営 一般老人福祉	1988年度予算額 42,136,000 CZ
こ だ も の そ の ASSOCIACAO PRO- EXCEPCIONAIS KODOMO -NO-SONO	RUA GALVAO-BUENO573-S /6 SAO PAULO 01506 FONE 278-3949	理事長井口信	1959	社会福祉法人	9823	副理事長2名 常任理事14名監事3名	吉田光子(代行) 職員数34名	精神薄弱児施設 子供の園運営(120名定員) 同実習センター運営	南米浄土宗教団初代 総監長谷川良信によ り会発足。
希 望 の 家 福 祉 協 会 SOCIEDADE BENEFICENTE "CASA DA ESPERANCA"	RUA SIQUEIRA CAMPOS 104 -LEBERDADE SAO PAULO 01509 FONE278-4129 270-7395	理事長網島玄	1963	社会福祉法人	2500	副理事長2名理事17名 監事3名	渡 辺 敦 夫 職員数35名	重度精神薄弱児施設 希望の家運営	
パ ラ ナ 老 人 福 祉 和 順 会 ASSOCIACAO PARANAENKED ANPARO AS PESSOAS IDOSAS "WAJUN-KAI"	RUA LONDORINA-477 (C. POSTAL 1630) MARINGA PR(86100) FONE(0442)22-5651	佐々木陽明	1976	社会福祉法人		副会長2名 理事6名 監事3名	職員数4名	和順会老人ホーム運営	
南 日 伯 援 護 協 会 ASSOCIACAO DE ASSISTENCIA A NIPO -BRASILEIRO DO SUL	AV. JAIME VIGNOLI, 235 PORTO ALEGRE-RIO GRANDE DO SUL FONE 42-1488	長谷川光治	1959	公益福祉法人	2560	役員5名		南部2州を対象とした移住者 援護、福祉、厚生文化事業 巡回診療、学生療運営	
ア マ ソ ニ ア 日 伯 援 護 協 会 BENEFICENCIA NIPO-BRASILEIRA DA AMAZONIA	TV. DE JANEIRO NO1267 BELEM PARA BRASIL FONE 091-224-8422	大 嶽 一	1964	社会福祉団体	1893	理事15名 監事3名	穴戸次男 職員数98名	アマゾンア病院、トメアス十字路病院 トメアス十字路診療所、更生ホームの 運営、生活困窮者保護、巡回診療 老人福祉等	

出所：サンパウロ日伯援護協会、アマゾンア日伯援護協会作成資料

(表15) ブラジルにおける日系福祉施設一覽

施設名 (施設長)	所在地 (CEP FONE)	経営主体	定員	内 使用料	職員数	規模	財 源	備 考
サンフランシスコ・シャビエル結核診療所 SANATORIO SAO FRANCISCO XAVIER (所長 坂根 源吾)	ABERNECIA CAMPOS DO JORDAO S. P. (12460) CX POSTAL 61 FONE(0122)62-2911	伯国公益福祉法人サンパウロ日伯援護協会 BENEFICENCIA NIPO-BRASILEIRA DE SAO PAULO (会長 竹中 正) RUA SAO JOAQUIM, 381-5 and LIBERDADE 01508-SAO PAULO, SP FON: 278-1640 278-1866	70名	有料 生活困窮者は一部又は全額扶助 常時30～40%の扶助者)	15名	敷地: 48,500㎡ 建物 1,250㎡	入院料 寄附金 本部より 補助	1936年同仁会により設立。1965年援協に経営移譲。同仁会により設立された旧日本病院の経営になるも第2次大戦中サンタクルス慈善団体の経営となり、65年援協に経営移譲、75年施設全部の寄贈を受ける。結核患者の診察治療予防指導。81年から気管支症(喘息)治療開始。
サントス厚生ホーム CASA DE REABILITACAO SOCIAL EN SANTOS (ホーム長 阿形純一郎)	AV. CAMPOS SALLES, 60 62 SANTOS, SP(11100) FONE: (0132)32-9615	同上	56名	殆ど無償 一部支払い	11名	敷地 1,350㎡ 建物 1,150㎡	一部の人の 入居料 寄付 本部補助	1971年4月サンパウロ市に開設。1974年7月旧移民の家の無償譲渡を事業団より受け同所に移転。1980年隣接家屋を購入。ひとりぐらし老人高齢者、病弱者の収容、保護。
グワルーリョスやすらぎホーム CLMTR DE REABILITACAO EN GUARULHOS (ホーム長 中川 テシオ)	RUA 3, N 600-JAROIN SAO FRANCISCO, BONSUCESSO GUARULHO S, SP(07000) FONE: 912-3655	同上	65名	約三分の一が無償、三分の一が一部負担	14名	敷地 62,000㎡ 建物 2,150㎡	入寮費 本部補助	1977年4月設立。事業団を通じ、建築に要する経費の3分の1強を、日本よりの援助に負う。1982年体育館(兼作業場、660㎡)完成。精神・神経科患者の社会復帰訓練センター。土地寄贈者 竹中正氏他9名。
憩の園 JARDIM DE REPOUSO SAO FRANCISCO (園長 白沢康子)	RUA JARDIM DE REPOUSO SAO FRANCISCO, 881 BONSUCESSO-GUARULHOS(07000) FONE: 912-3236	社会福祉法人救済会 ASSISTENCIA SOCIAL "DOM JOSE GASPAR" 一世 (会長 渡辺マルガリータ) RUA SAO JOAQUIM, 381-4 and -L LIBERDADE 01508-S. PAULO, SP. TEL. 278-7248.	計105名 (養護65 特養25 準特15)	一部の支払えるものより入園料を取る(20-25%)が殆どが無料	27名	敷地 10アルケール 建物 4,180㎡	会費 寄付 事業収入	1961年カトリックサンフランシスコ教団により旧修道院の土地、建物の寄贈を受け、そのまま老人ホームにする。1976年特別養護棟(50床)落成。老人及び寝たきり老人の収容保護。
こどものその KODOMO-NO-SONO (園長代理 吉田光子)	RUA PROF. HASEGAWA, 1681 COLONIA-ITAQUERA SAO PAULO, SP FONE: 205-6437	パウリスタ児童寮協会 ASSOCIAÇÃO PRO-EXCEPCIONAIS KODOHO-NO-SONO RUA GALVAO BUENO, 573-2 and 3/601506 S. PAULO, SP FONE: 278-3949, 278-4219	120名	一部の支払えるものより入園料を取る(20～25%)が殆どが無料	38名	敷地 110,928㎡ 建物 8,021㎡	園費 会費 寄付 事業収入	1959年浄土宗伯寺に設立。1962年イタケラに移転。1969年実習センター開設1977年陶芸部設置。1981年本館新設精薄児施設、実習センターは18歳以上の精薄児の生活指導。
希望の家 CASA DA ESPERANCA (園長 市川幸子)	TRAV. HIDEHARU YAHIZAKI S. N. EST. ARACILIA, VIA DUTRA km210 ITAQUAQUCCFTUBA SP (08580) FONE: 464-1515	希望の家福祉協会 SOCIEDADE BENEFICENTE "CASA DE ESPERANCA" (理事長 網島 玄) RUA DR. SIQUEIRA CAMPOS, 104 -LIBERDADE 01509-SAO PAULO, SP FONE: 270-7395, 278-4129	80名	同上	35名	敷地 48,400㎡ 建物 3,050㎡	会費 寄付 月謝	1963年設立、市川園長の個人経営で発足。1970年福祉法人となり1978年7月イタクワケセツバ新施設に移転。土地は久万浩氏の寄贈。建設費は日本の聖隷福祉事業団理事長長谷川保氏の1億円の寄付を含むコロニア有志の寄付によりまかなう。重度精薄児施設。

(次頁へつづく)



(前頁よりつづく)

施設名 (施設長)	所在地 (CEP FONE)	経営主体	定員	内			容 源	備 考
				使用料	職員数	規模		
和順会老人ホーム AMPARO AS PESSOAS IDOSAS "WAJUN-KAI" (園長 鹿森俊明)	RUA LONDRINA, 477 MARINGA-PR(86100) CAIXA POSTAL 1630 FONE : (0422)22-5651	パラナ老人福祉和順会 ASSOCIACAO PARANAENSE DE A MPARO AS PESSOAS IDOSAS WAJUN-KAI (会長 佐々木陽明)	30名	一部の支払え るもの以外殆 どが無料	4名	敷地 10,000㎡ 建物 605㎡	会費 寄付	1976年5月浄土宗日伯寺の援助で発足。経済的 困窮のひとりぐらしの老人の収容保護。
セントラル老人ホーム ASILO CENTRAL (園主 井口 吉三郎)	RUA OTAVIO RODRIGUES BARBO SA, 135-FERRAZ DE VASCONCEL OS, SP(08500) FONE : 467-1688	井口吉三郎 (個人経営)	50名	有料3分の2 無料3分の1	4名	敷地 3,700㎡ 建物 1,200㎡	園主所有の 貸店舗の家 賃 入園費	老人ホームとして有料・無料で保護 1978年1月開設 西武健康法道場・事務所として一部無償貸与
緒方ホーム S / C LFDA CASA DE-REPOUSO OGATA (園主 緒方 エイコ)	RUA LIDO, 126-VELEIROS-SANT O AMARO, S. PAULO, SP(04773) FONE : 521-7178	緒方エイコ (個人経営)	40名	有料 生活困窮者に は一部扶助	7名	敷地 800㎡ 建物 500㎡	入園費 寄付	1977年開設 園主が看護婦であるところから、身体障害、 寝たきり老人等の収容保護が主。
援協福祉部 DEPARTAMENTO DE SERVICIO SOCIAL	RUA SAO JOAQUIM 381, SUB-SO LO LIBERDADE, SAO PAULO, SP(0 1508) FONE : 278-1866(代表)		毎日 25名 を受付	無料	8名	46㎡	寄付 本部補助	生活困窮者の保護並びに医療、就職、法律、家 庭問題、年金等の相談・指導 福祉司、弁護士、心理相談員、作業療法士等が 指導に当たっている。
スザノ・イツペーランジアホ ーム CASA DE REPOUSO SUZANO (主任 佐々木 義雄)	ESTRADA TANI, S/N VILA IPE LANDIA BAIRRO DAS PALHEIRA S 08600-SUZANO, SP FONE : 476-6105	同上	24名	有料	7名	敷地 59,080㎡ 建物 350㎡	入園費 寄付	内谷忠雄氏寄贈のシャーカラ。1983年1月開設 日系唯一の有料軽費老人ホーム。
厚生 ホーム (所長 犬戸 次男)	CIDADE DE SANTA MARIA ANANINDEUA, PARA FONE : 091-235-2025	アマゾンア日伯援護協会	20名	食費実費 ただし入所者 の収入に応じ 配慮	5名		入居料 本部補助	汎アマゾンア日伯協会より施設(元学生寮)を 借り受け、1986年より開所。身体上、精神上、 経済上、あるいは環境上などに問題がある日系 人を収容。

出所：サンパウロ日伯援護協会、アマゾンア日伯援護協会資料



#### 4-3 サンパウロ日伯援護協会

同協会は、移住者の仮宿泊施設として設置された「サントス移民の家」<sup>1)</sup>の管理を始めた篤志家等によって1959年に設立された。当初は新規移住者の為の通関補助、宿泊、各種法律手続等が主な業務であったが現在では福祉諸施設の運営を始め、生活保護、福祉関係実態調査等多角的に業務を実施している。

1988年11月現在会員数は13,593名であり、実務は約150名の職員が担当しており、(図8)各部の活動状況は次のとおりである。

##### (1) 本部福祉部

本部ビルの地下1階に窓口を設置し、各種相談を受付けている。相談内容は精神科が圧倒的に多く、職員である心理カウンセラーが面接療法を行う他、病院あるいは施設を紹介している。また非常勤の弁護士により法律相談も行っている。面接相談、家庭訪問等の結果扶助対象と判断した者については、金銭扶助、現物給与等の扶助活動を実施している。老人福祉関係では全伯老人クラブ連合会<sup>2)</sup>に対し活動費補助、講演会場提供、講師派遣等の協力を行っている。また、1988年度はサンパウロ市及び近郊における日本国籍1人暮らし老人実態調査を実施した。同調査では日系高齢者(65才以上)79人に対しアンケートの結果、60%が昭和一桁年代の移住者で、経済、健康、孤独が三大老人問題であると結んでいる。(資料5)

##### (2) 保健衛生部

本部地下1階の総合診療所で18科目の診療を行っており年間75,000件数の実績(87年度)を上げている。全事業中でも黒字経営である数少ない事業である。(資料3)会員高齢者に対しては医療費の割引制度を実施している。また当事業団の委託により奥地移住地における巡回診療を実施している。例年中西部他の9州、100以上の地区において8000名以上の健康診断を行っている。

##### (3) サンフランシスコ・シャビエル療養所

同施設は肺結核患者の為の療養施設として1936年同仁会により設立され、戦後1965年以後同協会が運営している。困窮者に対しては療養費の割引きを行っている。

##### (4) サントス厚生ホーム

移住者の老人福祉施設として、1972年本部ビルの隣接地に「厚生ホーム」として設置したのが前身である。その後、移住が海路から空路に変更となり「サントス移民の家」が使用されなくなった為1974年同地に移転した。定員は56名で、1988年11月現在の入居者は47名である。空床があるのは今年中に10名が他界した為で通常は満床状態ということである。なお同ホームの入居者は全伯で7施設ある老人ホームの中でも特に経済的困窮者が多いのが特徴である。看護体制は、職員9名体制で実施しているが健康管理は契

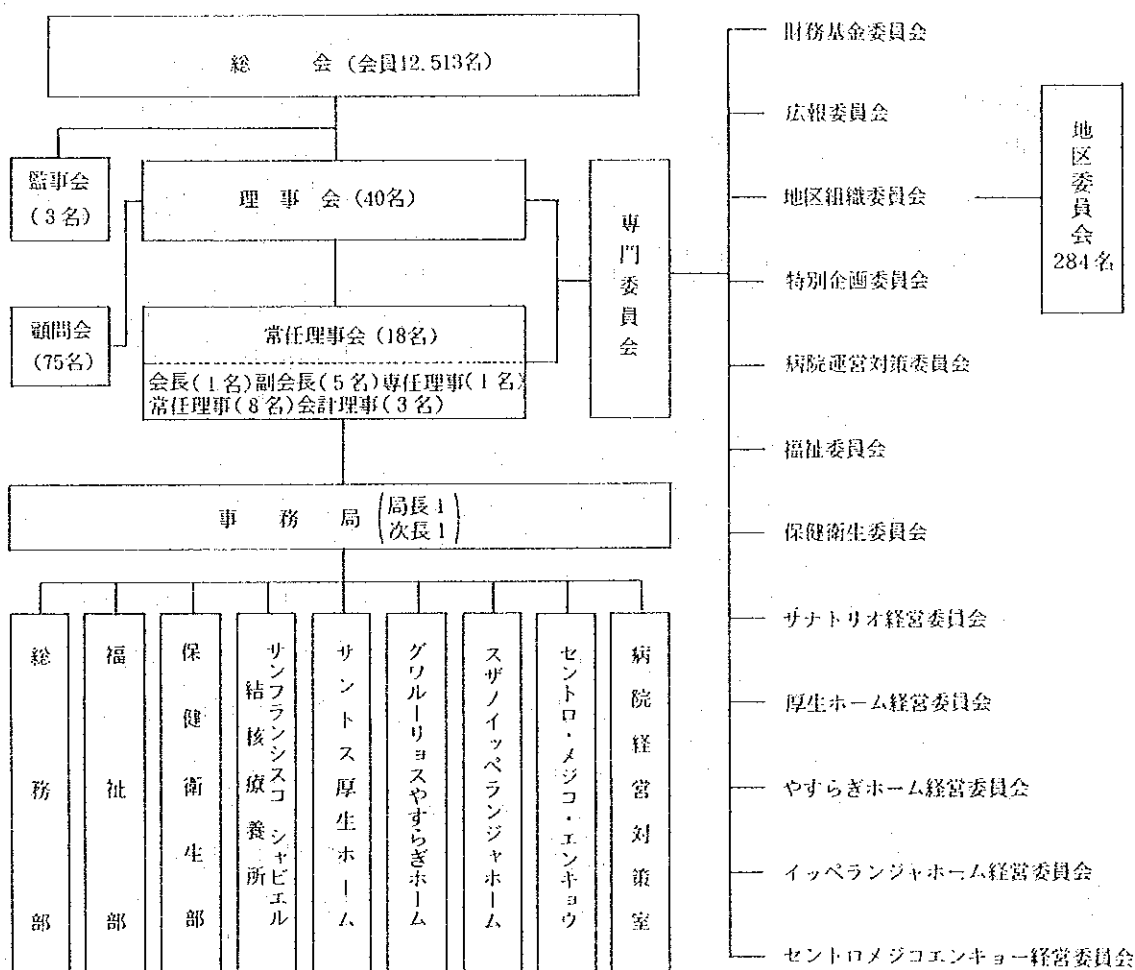
1) サントス港に上陸直後の移住者の宿泊施設として1959年に設置された。

2) 1973年結成 100以上の老人クラブが加入している。

約医師及び看護婦による週1回の診療を実施している。またサントス市には日系人が約1000家族居住しており、食料品類の寄贈の他雑用を申し出る等協力を得ている。同ホームはもともと新規移住者の宿泊施設として民家を買上げたものであり、従って、老人ホームとしては階段が多い他、浴室便所の仕様、リハビリ、医療室の不備等問題点が多い。この為1989(平成元)年度よりJICAの助成を得て3ヵ年計画で改築予定であり、約80名までの定員増、エレベーター、特別室等設置により本格的老人ホームとしての機能拡充を旨としている。

1) 初年度4320万円助成予定

(図8) サンパウロ日伯援護協会機構図 (昭和62年12月現在)



(5) グワルーリヨスやすらぎホーム

1977年(昭和52年)当事業団の助成により開園した精神傷患者社会復帰施設である。定員は65名で現在の入居者は46名である。入居者の平均年齢は40才で、これは一世が12名いる為である。介護体制は作業療法士、福祉士、准看護婦他、非常勤の精神科医、内科医、心理学士等を含め14名である。

(6) スザノイッペイランジャホーム

サンパウロ市郊外のスザノ地区の日系農家の寄贈を受け1983年より老人ホームとして開園している。サントス厚生ホームが生活困窮者である日系老人を対象とした救貧的性格が強いのに対して同ホームは比較的経済力のある日系老人を対象とした有料施設である。定員は、特別介護者5名を含む25名で現在は18名が入所中である。施設の不備の為20名程度の収容が現在の限界で、将来的には40名程度までの増定員を見込んだ施設の拡充を希望している。しかし現在のところ入居費および養鶏等の収益によりようやく運営費が賄われており、設備投資までの利益が上がっていないのが実態である。

(7) 日伯友好病院

ブラジル移住80周年祭記念事業として寄附金および事業団助成金等により建設されたもので、5階建、全120床の総合病院である。1988年9月より部分開院したもので現在は30床2科体制である。が1989年中には全床、全科稼働する予定である。サンパウロ日伯援護協会の会員に対しては相互扶助の一環として医療保険制度を実施する。

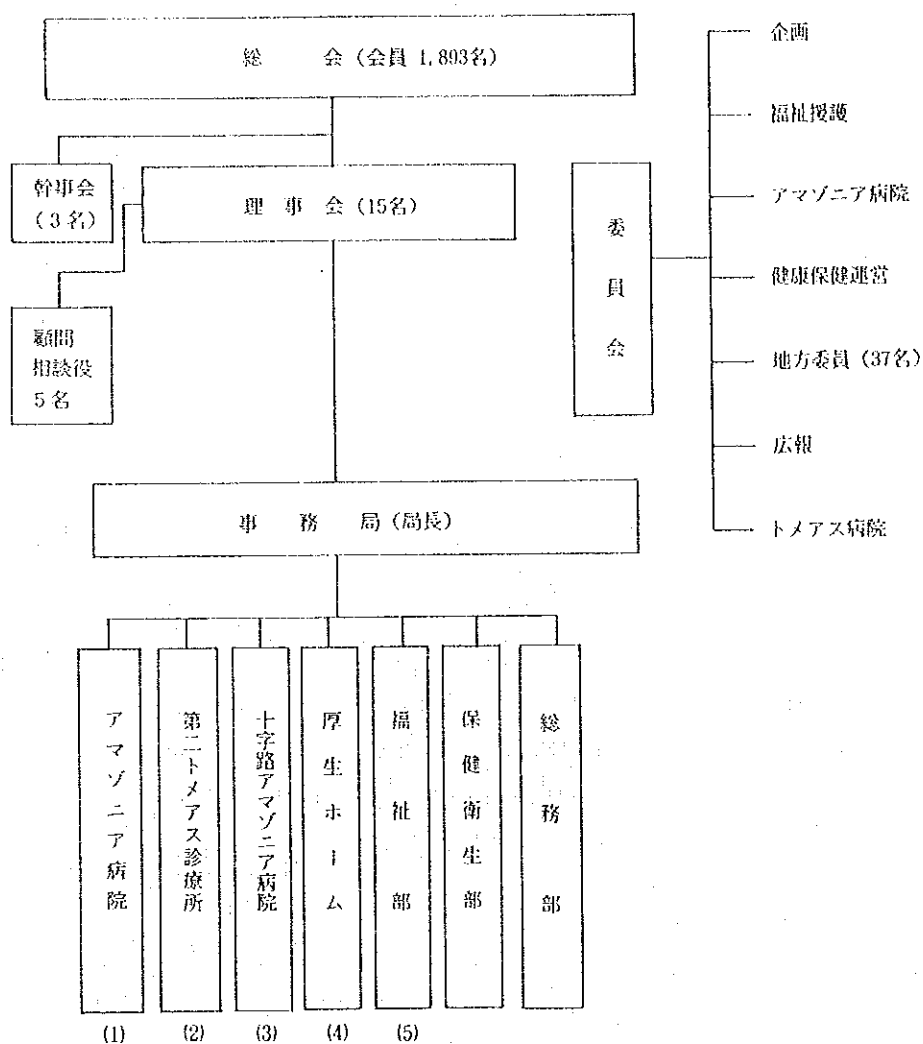
#### 4-4 アマゾン日伯援護協会

サンパウロ日伯援護協会よりアマゾン地域における支部設立のはたらきかけがあったのが契機となり、1964年設立された。同地方は1960年前半までは基幹作物であるピメンタ(胡椒)とジュート(麻)の好景気が続き、移住者の生活は安定していたため福祉は差し迫った問題ではなかった。しかしピメンタの病害の暴落等の問題が生じ、各農家の経営手腕が問われるようになると、日系移住者間にも次第に貧富の差が拡大し福祉の要請が高まったと言われる。”

同協会設立時より現在まで北伯地域では唯一の系福祉団体である。設立当初は診療所運営、巡回診療等の医療衛生業務が主であったが1983年に福祉部が設けられ、次いで1986年に厚生ホームが開院される等、近年は福祉事業への比重が拡大しつつある。

1) アマゾン日伯援護協会 宍戸事務局長談

(図9) アマゾンア白伯援護協会機構図



(1) アマゾンア病院

もともとは海外移住事業団（JICAの前身）が設置した診療所で、公私団体の助成、寄付により、建物、設備共に拡充されたのが現在のアマゾンア病院である。4階建て、全45床の総合病院で、同協会の主要財源である。（資料3参照）医師の3分の2は日系2世であるが患者の8割はブラジル人である。

(2) 第2トメアス診療所

第2トメアス移住地内の診療所で、医師1名が常駐している。診療件数は技業のみを含め月100件程度である。過疎化の進むトメアス移住地で、長期間医師を確保することは難しく、現在、訪日研修の義務として研修後の医師を帰国後一定期間同診療所に配置している。

(3) 十字路アマゾニア病院

1988年5月より開院したトメアス移住地十字路地点にある診療所。建設費は寄付等による。医師1名、看護婦4名、病床は8床で、診療件数は月200件である。

(4) 厚生ホーム

当地の文化団体である汎アマゾニア文化協会所有の学生寮を利用して1986年より開院した。学生寮設立時に予定されていた同地区の開発計画が変更となったため開発から遅れ、治安の悪化を招き、学生寮として利用されることが少なくなったものである。厚生ホームとして開院以来2ヵ年間に、心身障害者、痴呆性老人等累計10名の日系人を収容してきた。このうち2名はその後社会復帰、4名は病院等に転送するか自宅に引き取られる等、計6名は出所した。従って現在の入所人数は4名であるが、1名は開院以来の長期入所者である。全28室の収容能力に対して現在の入居者は4名と少ないが、これは設備の不備や心身傷害者等が雑入居している為であり、日系老人ホームの、潜在的利用希望者は多いと協会は説明していた。<sup>2)</sup> 確かに廊下が狭く車椅子が使えないこと、介護人の付添いを想定した浴室ではないこと等不備な点が見受けられた。実態調査<sup>3)</sup>によれば、老人ホーム入居希望者は相当数存在しているが、現在、同ホームを除けば北伯地域には日系福祉施設は存在しておらず今後同ホームが施設を整備し、十分な看護体制が整えば利用者は増加すると考えられる。

(5) 福祉部

1964年の協会設立時より精神障害者の入院措置や生活困窮者に対する給付等を行ってきた。1979年にはサンパウロ日伯援護協会を参考として相談窓口を開設し1983年には福祉部を独立させ、現在社会福祉士を配置する等、福祉への比重が大きくなっている。

- 1) 移住地人材育成の一環として当事業団が実施している医師本部研修。同協会が応募窓口になっている。
- 2) アマゾニア日伯援護協会 宍戸事務局長談
- 3) P18 表7, 8 参照

### Ⅲ 展望と課題

#### 1. 高齢化問題の深刻化

ブラジル日系社会では1世を中心とした高齢化がすでに始まっていることは第1章で述べた通りであるが、今後はさらに戦前生れの2世や、戦後移住者の高齢化が予測される。

既に高齢化社会をむかえている日本や欧米諸国では、老人ホーム等保護収容施設が増加する一方で、在宅介護が見なおされてきているが、ブラジル日系社会でも日系老人ホームの運営の他、ホームヘルパー制度が一部の日系福祉団体に試みられ始めている。しかし老人ホームの収容能力は現在すでに限界で、入居を希望しながら入れない高齢者が出ている。また日系老人ホームもホームヘルパー制度も無い地域もあるが、ホームの建設、運営には高額の資金を要し、一方ボランティア的要素の強いヘルパーには簡単に成り手が見つからないことから、今後も、自身の老後について自衛手段を迫られる日系人は増えていくのではないだろうか。

また改めて認識されねばならない点としては、日系社会の高齢化に反して、ブラジル社会全体では高齢化していないことである。これは、ブラジル政府が、高齢化対策を講ずる可能性が非常に低いことを意味している。ブラジルの高齢化比率（65才以上）は西暦2000年でも5%余りで、近い将来においても、状況は同じといえる。従って、高齢化問題は、福祉に関する他の問題以上に、日系社会が積極的に取り組まなければならない課題である。

#### 2. 日系団体の役割

ブラジルは、日系人口116万人という、世界最大の日系社会が形成されており、日系福祉団体も数多く存在している。これらの団体は、会費、寄附金や当事業団の補助を財源とし、老人ホームや精神薄弱者施設の運営をはじめ、窓口相談やホームヘルパー制度の試行老人クラブの応援、各種実態調査を行う等、その活動は多岐にわたっている。

しかし、インフレや不景気の為計画通りに寄附が集まらないことや、人件費不足の為職員増ができない等の問題をかかえている。また、高齢化への対応や精神科のカウンセリングには、専門技術、知識を習得した、日本語の話せる専門員の確保が必要であるが、日系2世3世の中から、老人医療や精神科分野ではまだほとんど人材がないのが現状である。

一方ブラジル国側の施策としては昨年憲法改正で、社会保障、福祉面で大幅な進歩があったものの、同政府は、対外的には累積債務をかかえ、国内でも年間100%を越えるインフレに直面しており、福祉部門への予算増は期待できない。従って日系団体が引き続き政府の施策を補完していかねばならないだろう。

福祉事業は営利事業ではないが、日系福祉団体は、日系社会の富を福祉事業を通じて社会全体に還元する中間者として、今後は経営管理面に力を入れていく必要がある。



### 3. 事業団の施策

日系社会福祉関連の移住者援護としては、これまで、専門家派遣、本邦研修、建設費の助成等を行ってきた。また、昭和60年度からは、若者の体験移住の機会として海外開発青年制度が始まり、福祉関係の職種でも数名の青年が活動している。(資料4参照)

高齢者問題をはじめ、福祉事業の要請は今後ますます高まるものとみられるので、少なくとも現在の施策は継続する必要がある。また日本では既に高齢化社会の到来と共にその対策が講じられるようになって久しく、福祉国家への途を歩みはじめている。この経験を生かし、各分野の専門家派遣によって伯国側、特に日系団体の人材育成に寄与することが今後考えられる施策の一つである。

いずれにしても、問題が一過性のものではないだけに、ある程度の中、長期計画のもとに実施していく必要があるのではないだろうか。

#### IV 参考文献等

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 現代国語の基礎知識1989                     | 自由国民社         |
| ラテンアメリカ・ハンドブック                    | 講談社           |
| ラテンアメリカ事典                         | ラテンアメリカ協会     |
| 協会20年史                            | アマゾニア日伯援護協会   |
| 事業及び決算報告書1983～1987                | サンパウロ日伯援護協会   |
| ブラジル日系人口調査集計結果                    | サンパウロ人文科学研究所  |
| パンフレット「憩の国」                       | 救済会           |
| ブラジル基礎情報集1988 ジェトロサンパウロセンター編      | ブラジル日本商工会議所   |
| 国際統計要覧1985                        | 総務庁統計局        |
| 発展途上国の行政・省庁組織図                    | JICA          |
| ANUÁRIO ESTATÍSTICO DO BRASIL1984 | IBGE          |
| (ブラジル統計年鑑)                        | (ブラジル国土地理統計院) |
| ブラジル日本移民70年史                      | ブラジル日本文化協会    |

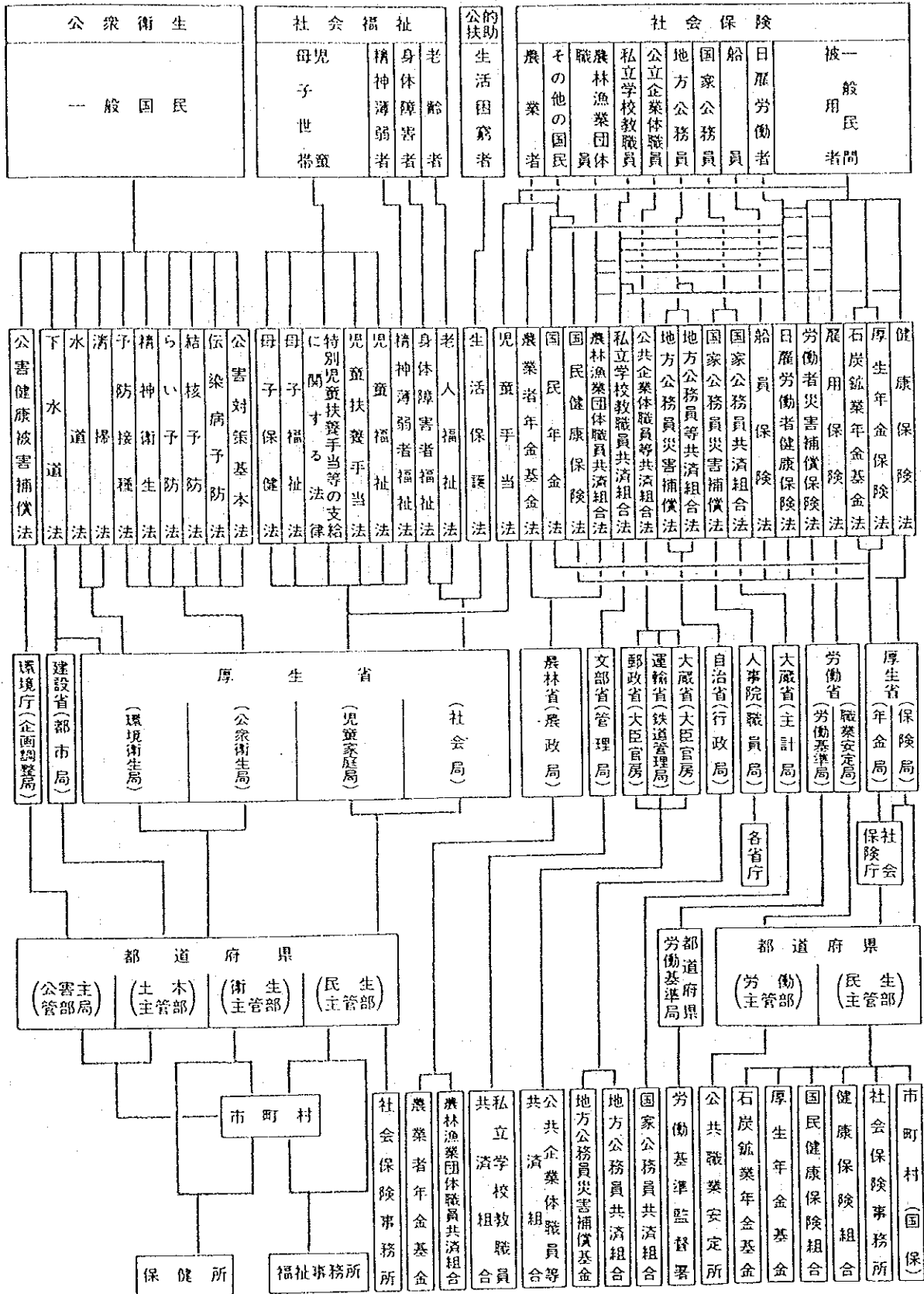
## V 資 料

1. 日本の社会保障制度の種類と行政機構	41
2. ブラジルにおける社会保障関係法	
(1) 社会保障関係法	42
(2) 老人犯罪者に対する刑法上特典	43
(3) 免税措置関係法	43
(4) 1988年10月5日公布 ブラジル連邦共和国憲法（抜粋）	44
3. 日系福祉団体収支計算書	
(1) サンパウロ日伯援護協会 1987年度収支計算書	49・50
(2) アマゾンニア日伯援護協会 1987年度収支計算書	51
(3) 社会福祉法人「救済会」1987年度会計報告	52
4. 社会福祉に係るJICAの主たる事業実績	
(1) 福祉施設建設費の助成	53
(2) 昭和58年度中堅指導移住者短期研修	53
(3) 短期専門家派遣	54
(4) 社会福祉担当者本邦研修	55
(5) 海外開発青年 社会福祉司の派遣	55
5. 日系高齢者実態調査結果	
(1) サンパウロ市圏日本国籍一人暮らし老人実態調査 -まとめ-	56
(2) ブラジル北部および東北部日系高齢者アンケート調査結果	65



1. 日本の社会保障制度の種類と行政機構

1975年8月現在



出所：健康保健連合会編「社会保障年鑑」1975年版

## 2. ブラジルにおける社会保障・福祉関係法

(I) 社会保障関係法（1979年1月24日付行政令第83.080号より抜粋）

### 1) 都市居住（商工業従事）労働者について

第25条：都市社会保障制度の被保険者に与えるサービスは次の通りである。

#### I. 被保険者自身に与えるもの

- a) 疾病期における給金
- b) 廃疾年金
- c) 老令退職年金

等々

（以下省略）

第32条：サービス享受開始前の据置期間は次の通り。

- I 疾病期における年金廃疾による年金、本人死亡による遺族への年金（等）の場合  
は12ヶ月間
- II 老令退職年金については60ヶ月間

第41条：第40条言及の月々給付する年金の計算は以下の通り。

- I （省略）
- II （省略）
- III 老年退職年金の額は社会保障制度の拠金ベースとなった給料額の70%相当額に更に一ヶ年の拠金について、1%ずつ最高25%まで加算するものとする。

第46条：老年退職年金は60ヶ月に互り拠金した後、男子の場合は満65才、女子の場合は満60才に達した者に対し許与される。

### 2) 農村居住（農業従事）労働者及び雇用主の場合

第292条：農村社会保障制度の許与する年金は、第293条の規定を遵守の上次の通りとする。

#### I 農業従事者の場合

- a) 廃疾による退職
- b) 老年による退職
- c) （省略）

#### II （省略）

#### III 農業雇用主の場合

- a) 廃疾による退職
- b) 老年による退職

(以下省略)

第294条： 廃疾による退職は病気ないし機能障害を有する農業従事者が医学検証により就労不能と判定された日より許与され国内最低給料（クルゼイロ以下切上げ）の50%相当額をその月額年金額とする。

(以下省略)

第297条： 老年退職は一家の家長である農業従事労働者が満65才に達した場合、その申請日より許与されるものとし、その月額年金は廃疾による年金額と同額とする（上記第294条参照）

第305条： 廃疾による退職は病気または機能障害を有する農業雇用主が医学検証により就労不能と判定された当日より許与され、その月額年金は過去3ヶ年において拠金のベースとなった（生産物）額の年平均の12分の1相当額とし、（クルゼイロ以下切上げ）国内最低給料額の90%以下であってはならない。

第1項： 拠金のベースとなった（生産物）額は12ヶ月以前の場合社会福祉省の定める価値修正指数により修正されるものとする。

(以下省略)

第308条： 老年による退職は農業雇用者が満65才に達した後、その申請日より許与されその年金額は廃疾による退職の場合と同額とする（第305条及びその第1項）

## (2) 老人犯罪者に対する刑法上特典

刑法第48条： 以下の場合には刑罰を軽減するものとする。

### I 犯罰行為者が21才以下または70才以上の場合

(以下省略)

## (3) 免税措置関係法（1980年12月4日付行政令第85.450号より抜粋）

第70条第8項： 当該年度末までに満65才に達した納税者は、家族扶養経費の項目において二人の扶養家族の経費に相当する額を控除することができる。但し、第22条第23項規定の免税を享受していないことを条件とする。

(注) 上記言及の第22条23項は公務員が退職に際し給付を受ける諸給金で免税を受けている。

第126条： 教育及び社会福祉団体は以下の条件を満すことにより課税の対象とはならない。

I 如何なる名目においてもその収入ないし財の一部をもって利益配当を行わない。

II その団体の目的達成のために国内において全ての財手段を投入する。

III その正確性を保証すべく正規の帳簿において収入と支出を記録する。

第130条：スポーツ、娯楽、文学、芸術、科学、教育、文化、宗教、福祉、慈善の性格を有する民事団体及び財団または会員の利益擁護を目的とする協会及びシンジケートであって、第126条の言及する団体に該当しない団体は以下の条件を満たすことにより免税を享受する。

- I その役員に報酬を払わず、また、如何なる名目においても利益配当を行わない。
- II その目的達成の為、全ての財を用いる。
- III その正確性を保証すべく形式上正規な帳簿により収入及び支出を記録する。
- IV 収税当局に対し法律で定められた報告を行い、また、支払う報酬に対し源泉徴収を行い納入する。

第242条：以下の団体に対して行われた拠金及び寄附は営業経費として計上することを認める

- I 企業がその従業員の為設立した文化・娯楽・スポーツ団体
- II (省略)
- III 芸術・文化の振興・科学・技術・研究・教育・慈善の為の団体  
(以下省略)

第76条：個人が以下の条件を満たす芸術・文化・科学・研究・教育・慈善を目的とする団体に拠金、寄附を行った場合、その金額は総収入より控除できる。

- I ブラジルにおいて合法的に設立され、通常の活動をしており、当該定款を遵守していること。
- II 連邦・州または連邦直轄州の政府により正式に公益団体として認められていること。
- III 6ヶ月毎に収入・支出の計算表を公表していること。
- IV その役員・会員・維持者に対し利益・賞与・利権等の配分を一切行わないこと。  
(以下省略)

以上資料提供：ベレン事務所

(4) 1988年10月5日公布 ブラジル連邦共和国憲法(抜粋)

前文

社会的調和に立脚し、国際秩序における紛争の平和的解決の義務に拘束され、友愛的、多元的かつ偏見無き社会の至高の価値として、社会及び個人の権利、自由、安全、福祉、進歩、平等、正義の実行を保障するための民主主義的国家を設立する憲法制定国家に集合した我等ブラジル人民代表は、神の保護の下に、下記のブラジル連邦共和国憲法を発布する。

第I編：基本原則

第3条：ブラジル連邦共和国の基本目的を下記の通り定める。

I：(省略)



II：（省略）

III：貧困と周辺化を根絶し、社会的及び地域的格差を縮小する。

IV：出身、人種、性別、皮膚の色、年齢に関する偏見、その他いかなる形態の差別も無く、全ての者の福祉を推進する。

第II編：基本的権利と保障

第II章：社会的権利

第6条：この憲法の定める所に従い、教育、保健、労働、余暇、安全、社会保障、母子保護、要保護者援護を社会的権利とする。

第III編：国家組織

第II章：連邦

第23条：下記の事項は、連邦、州、連邦直轄区及び市の共通の権限とする。

II：公衆保健及び援護、並びに、身体障害の保持者の保護及び保障に留意する。

X：貧困及び周辺化の原因と闘い、恵まれない部門の社会的統合を促進する。

（他項省略）

第24条：下記事項について競合的に法律を制定する権限は、連邦、州、連邦直轄区に属する。

XII：社会保障、健康の擁護と防衛。

XIV：身体障害者の保護と社会的統合。

XV：児童青年の保護。

（他項省略）

第VIII編：社会秩序

第II章：社会保険

第I節：一般規則

第194条：社会保険とは公権力及び社会の主導する諸活動の総合された集合体であり、これが、保健、社会保障及び援護に向けられたものである。

単項：法の規定に従い、下記の目的に基づいて、社会保険を組織する権限は公権力にある。

I：保障及び受入れの普遍性。

II：都市住民と農村住民に対する利益と業務の一律性及び平等性。

III：利益と役務の給付における選択性と分配性。

IV：利益の価額の不減衰性。

V：費用の分担の形態における平等。

VI：財政基盤の多様化。

Ⅶ：共同社会の参加、特に、労働者、使用者及び老齢退職年金受益者の参加を得た行政管理の民主主義的、分権的性格。

第195条：社会保険は、全社会から、直接、間接の形態で、法律に従って、連邦、州、連邦直轄区及び市の予算から得た資金と、下記の者の社会的負担から得た資金により、調達される。

I：賃金表、売上げ及び利益に課せられる使用者。

II：労働者。

III：予想される交付金の受取高。

§ 1. 州、連邦直轄区及び市からの収入で、社会保険に向けられるものは、それぞれの予算に計上されるものとし、連邦の予算の一部をなすものではない。

§ 2. 社会保険の予算案は、保険、社会保障及び社会援護を相当する機関により、統合的形態で、予算編成方針法に確立された優先目標に基づき、各部門に対する資金の管理を保障して、作成される。

§ 3. 社会保険制度に債務を有する法人は、法律に定める如く、公権力と契約を締結することが出来ず、また、公権力から税制又は金融上の利益又は奨励を受けることも出来ないものとする。

§ 4. 法は、第154条のIの規定に従い、社会保険の維持又は拡張を保障するための上記以外の資金源を制定することが出来る。

§ 5. 社会保険のいかなる利益又は役務と言えども、全経費に対応する資金源を欠く時は、新設、増大又は包含出来ない。

§ 6. 本条に言う社会負担は、その負担を制定又は変更した法律の公示の日から90日を経過したのちでなくては要求することが出来ない。第150条のⅢの“b”の規定は上記の制定又は変更には適用しない。

§ 7. 法定の要求を満たす社会援護慈善団体は、社会保険に対する負担金を免じられるものとする。

§ 8. 農業生産者、分益農業者、小作農業者及び借地農業者、鉱物採掘人及び漁師、並びに、これらの者の配偶者で、家族経済の方式の下、常雇いの労働者を欠いて、活動している者は、生産物の売上げに一定率を乗じて、社会保険の負担金を支払うものとし、法律で定める利益に当然の権利を有するものとする。

## 第Ⅱ節：保健

(省略)

## 第Ⅲ節：社会保障

第201条：負担金による社会保障計画は、法律に従い、下記の事項に留意するものとする。

I：労働災害、老齢及び監禁の結果を含む疾病、廃疾、死亡の事故の担保。

II：低所得の被保険者の従属者の扶養の援助。

III：母性特に妊婦の保護。

IV：任意でない失業の状態にある労働者の保護。

V：§ 5.及び第203 条に従う、男女の被保険者の死亡による、配偶者又は内縁者及び被扶養者に対する年金。

§ 1. 何人も、社会保障計画の形式に従う負担により、社会保障の利益に参加することが出来る。

§ 2. 法律に定める基準に従い、恒常的に実質価値を保持するため、利益の調整が保障されるものとする。

§ 3. 利益の計算において考慮される負担賃金は、全て、通貨価値修正を受けるものとする。

§ 4. 名目のいかに問わず、従業員の慣習的利得は、社会保障負担の効力及びその結果である利益に対する影響の効力に関し、法律に定めた場合と形式において、賃金に合算されるものとする。

§ 5. 負担賃金又は被保険者の労働の報酬に代わるいかなる利益も、最低賃金より低い月額であってはならない。

§ 6. 老齢退職者及び年金受益者のクリスマス・ボーナスは、各年の12月の利得額を基礎とする。

§ 7. 社会保障は、追加負担により費用を支弁する補足的、選択的性格の集団保険を維持するものとする。

§ 8. 営利目的の民間社会保障団体に対しては、公権力の補助金又は援助を禁止する。

第202 条：法律の規定に従い、老齢退職年金を保障する。この額は、毎月通貨価値修正を行い、実質価値を維持する態様の調整の適正を証明された、最後の36月の負担賃金の平均に関して受益金を計算し、さらに、下記の条件に従ったものである。

I：男子においては65歳、女子においては、60歳、男女両性の農村労働者及び家族経済の方式の下で活動をしている者（農業生産者、鉱物採掘者、漁師を含む）に対しては、年齢制限を5歳引下げる。

II：男子には、35年の勤続ののち。女子には、30年の勤続ののち。健康又は身体の完全性を害すると法律で定義されている特別な条件下の労働では、さらに少ない年数の勤続ののち。

III：教職の職務の実質勤務に関して男子教員には、30年ののち、女子の教員には、25年ののち。

§ 1. 男子30年、女子25年の勤続の後には、相当額の年金受領資格を選択することが出来る。

§ 2. 老齢退職年金の効力に関しては、社会保障の各種システムが、法定の基準に従い、財政的に相殺可能な時は、公共行政及び民間活動、農村労働と都市労働における負担金の

納付の期間の相互計算が保障されるものとする。

#### 第IV節：社会援護

第203条：社会援護は、社会保険の負担金とは無関係に、必要とする者に給与されるものとし、下記のを目的とする。

I：家族、母性、幼児、青年及び老人に対する保護。

II：貧困児童及び青年の保護。

III：労働市場に対する統合の推進。

IV：身体障害者の能力付与、又は、機能回復及びその社会生活への統合。

V：法に基づき、自己の生計を維持する手段を有せず、また家族による支給もないことを証明する全ての身体障害者と老人に対する毎月1最低給料の福祉手当の保障。

第204条：社会援護の分野における政府活動は、第195条に定めた社会保険の予算資金、その他の資金源により、下記の基準を基礎として行われる。

I：連邦の管轄における調整と一般的規範、州と市の管轄における調整と計画の実施、さらには、慈善社会援護団体を含む政治行政の集中排除。

II：政策形式と全水準の行動の統制における、代表団体を通じてなされる民衆の参加。

#### 第III章～第V章（省略）

#### 第VII章：家族、児童、青年、老人

第229条：両親は、未成年の子を保護し、養育し、教育する義務を有し、成年の子は、老齢、困窮、病弱の親を援助し、保護する義務を有する。

第230条：家族、社会及び国家は、老年者を庇護し、その社会参加を保障し、その尊厳と福祉を擁護し、生存権を保障するものとする。

§ 1. 老年者庇護計画は、その家庭において、優先的に実施されるものとする。

§ 2. 65歳を超える者には、都市集団交通の無料利用が保障される。

3. 日系福祉団体収支計算書

(1) サンパウロ日伯援護協会1987年度収支計算書

1987年1月1日～1987年12月31日

収入の部		支出の部	
前期繰越金	108,455.86	本部事務費	4,861,804.49
現金	32,348.72	人件費	2,341,080.30
預金	76,107.14	管理費	108,045.84
別途銀行預託金	344,922.06	事務費	2,122,995.88
その他預託金	575,378.00	業務費	80,787.72
会費収入	1,953,658.48	什器備品	73,072.00
寄付金及び助成金	1,626,736.77	改修費	40,400.00
寄付金	1,625,736.77	電話	95,422.75
助成金(ブラジル政府)	1,000.00	福祉費	6,418,349.26
オーバナイト利息	4,689,302.57	人件費	1,251,690.63
福祉部	7,100,122.18	管理費	11,578.00
寄付金	5,564,193.00	事務費	121,792.50
扶助費回収	1,535,929.18	救済援護費	4,873,758.78
診療所	22,709,084.10	老人福祉事業費	108,245.00
診察	7,094,512.00	事業費	48,936.35
検査	4,020,380.41	什器備品	2,348.00
レントゲン	4,305,381.60	診療所	18,319,541.42
治療	710,433.00	人件費	11,771,698.86
胃カメラ	831,262.00	管理費	490,804.62
脳波測定	148,000.00	事務費	873,800.01
心電図	609,343.00	検査材料薬品費	2,611,288.35
婦人科検査	241,847.00	事業費	30,407.74
予防接種	31,080.00	什器備品	104,730.00
細胞検査	163,612.00	医療器具	1,766,641.84
歯科	3,363,229.50	改修費	291,370.00
救急車使用	30,805.00	機械	378,800.00
薬品センター	966,698.59	医療衛生業務費	3,460,936.40
助成金(ブラジル政府)	192,500.00	人件費	1,629,433.68
医療衛生業務費	3,522,443.17	管理費	60,680.21
事業団	2,334,319.82	事務費	1,142,384.81
検査	1,008,185.00	検査材料薬品費	350,081.40
利息	162,238.35	老人福祉事業費	75,107.38
寄付金	17,700.00	業務費	203,248.92
サントス厚生ホーム	1,108,009.14	サントス厚生ホーム	1,773,794.37
寄付金	511,081.19	人件費	903,298.33
入居費	558,367.95	管理費	271,305.49
作業収入	17,930.00	事務費	102,897.14
その他	20,630.00	救済援護費	43,457.10
やすらぎホーム	3,083,885.15	事業費	452,836.31
寄付金	1,025,709.10	やすらぎホーム	3,498,309.61
		人件費	1,385,665.77
		管理費	411,261.48
		事務費	301,869.87
		救済援護費	136,884.00
		事業費	1,262,628.49

療費	1. 292. 992. 02	カンボスサナトリオ	4. 794. 023. 49
薬品自己負担	75. 576. 00	人件費	1. 264. 611. 97
協力会員	27. 397. 00	管理費	468. 696. 10
作業収入	510. 995. 03	事務費	247. 750. 07
助成金(ブラジル政府)	151. 216. 00	検査材料薬品費	692. 596. 60
		救済援護費	633. 517. 68
		事業費	1. 006. 600. 27
		什器備品	149. 661. 00
		医療器具	330. 589. 80
カンボスサナトリオ	6. 728. 723. 01	イッペランジアホーム	1. 595. 108. 25
寄付金	1. 025. 225. 31	人件費	608. 498. 86
病床維持費	91. 749. 00	管理費	148. 787. 93
入院費	2. 499. 610. 00	事務費	82. 176. 92
気管支治療	268. 950. 00	救済援護費	11. 325. 38
薬品売上	1. 439. 691. 37	事業費	638. 746. 21
扶助費回収	117. 892. 53	土地建物	105. 572. 95
作業収入	102. 450. 00		
利息	1. 168. 076. 40	援協(医療センター)	8. 632. 782. 76
その他	3. 078. 40	人件費	5. 084. 030. 35
救急車使用	12. 000. 00	管理費	492. 545. 45
		事務費	247. 063. 41
		検査材料薬品費	1. 797. 565. 05
		事業費	878. 848. 98
		什器備品	51. 969. 30
		医療器具	80. 760. 22
イッペランジアホーム	2. 049. 638. 45	病院建設委事務局	94. 688. 700. 05
寄付金	519. 462. 15	人件費	434. 102. 62
入居費	1. 185. 902. 00	管理費	47. 673. 00
薬品自己負担	67. 928. 58	事務費	2. 572. 560. 16
作業収入	276. 345. 72	業務費	192. 373. 50
		病院建設	91. 435. 000. 77
		什器備品	6. 990. 00
援協医療センター	5. 411. 904. 01	基金預託金	52. 392. 163. 03
診察	555. 363. 00	基金(A)	24. 091. 223. 30
検査	589. 550. 73	基金(B)	6. 899. 616. 81
レントゲン	214. 853. 00	基金(C)	21. 401. 322. 92
治療	1. 120. 094. 87	未収入金	1. 983. 624. 12
胃カメラ	38. 696. 00	別途銀行預託金	590. 852. 33
心電図	78. 550. 00	その他預託金	2. 599. 823. 83
細胞検査	8. 325. 00	次期繰越金	335. 310. 51
返済(家賃食事)	111. 007. 40	現金	109. 805. 98
寄付金	202. 969. 70	預金	225. 504. 53
入院費	1. 848. 716. 65		
超音波	48. 053. 00		
救急車用品	70. 233. 00		
薬	525. 491. 66		
基金	139. 208. 913. 64		
(A)			
基金寄付	16. 936. 66		
利息	20. 060. 937. 72		
(B)			
利息	7. 438. 014. 13		
(C)			
病院建設寄付	60. 590. 652. 41		
利息	51. 102. 372. 72		
土地売却	4. 319. 379. 95		
未払助定	1. 404. 567. 38		
合計	205. 945. 123. 92	合計	205. 945. 123. 92

(2) アマゾンア日伯援護協会1987年度収支決算書

1987年1月1日～1987年12月31日

支出の部		収入の部		CZ
人件費	20,918,134.67	一般収入	(22,238,371.68)	
一般管理費	12,720,930.65	会費	360,970.01	
病院運営費	21,435,101.43	寄付	3,650,109.62	
公租課料	11,159.33	事業団業務委託費	4,516,655.44	
銀行手数料	11,795.11	医療機材贈与(JICA)	6,608,597.01	
台所賄費	2,774,505.24	(通関時の査税)		
洗濯資材費	576,523.21	医療人サービス月掛金	6,544,208.61	
福祉援助販売費	5,289,992.28	老人福祉	414,800.00	
事業外経費	61,660.00	巡回診療収入	143,030.99	
建物建設費	149,005.68	利息収入	(15,208,981.61)	
医療機器購入費	2,777,312.00	協会福祉基金	6,396,107.44	
車両購入費	8,610,393.75	老人福祉サービス基金	1,578,094.98	
医療サ運基	1,204,978.03	一般利息	2,836,853.82	
医療人協会	2,510,040.88	その他	4,327,512.22	
協会	2,836,853.82	病院収入	70,413.15	
	1,208,925.00	入院料	(53,990,484.93)	
	1,992,894.98	病床料	2,940,818.03	
	6,916,283.74	薬品	10,991,386.82	
	1,177,277.92	ラポトゲン検査料	9,037,405.96	
		レントゲン検査料	7,630,468.60	
		歯科	5,493,504.68	
		救急車	1,292,806.50	
		雑収入	43,413.59	
		TAXAS	323,399.53	
		機材貸料	5,248,839.28	
		外注委託収入	2,155,843.90	
		医師謝金	577,922.96	
		作業収入	8,254,675.08	
		受託販売収入	(68,354.23)	
		事業外収入	68,354.23	
		資産売却収入	(1,677,505.27)	
		経費補填収入	1,534,723.19	
		食費	108,219.24	
		貸付料	12,132.00	
		その他	22,100.84	
			330.00	
計	93,183,697.72	計	93,183,697.72	

(3) 社会福祉法人「救済会」1987年度会計報告 1987年1月1日～1987年12月31日

収 入 の 部		支 出 の 部	
前期繰越金		支 出	
現 金	20,513.11	本部及び他の関係費用	9,030,262.40
銀行預金	140,442.11	固定資産	
定期預金(RDB)	1,492,000.00	土地及び建造物	175,421.80
オーバーナイト	457,803.15	什器備品	39,310.00
	2,110,758.37	諸 設 備	175,217.98
収 入		車 橋	850,477.37 1,240,427.15
市内会費	1,295,486.00	流動資産	
地方会費	530,686.20	株 式	8,675.21
憩の園会費	1,586,689.91	車橋強制積立金	54,252.07
老人保険謝金	475,500.00	未 払 金	83,326.83 146,254.14
随時寄付	2,129,513.97	未經過勘定	
香典返し	428,985.00	未經過保険料金	64,770.07 1,451,451.36
バザー寄付	1,049,900.00	次期繰越金	
ナタール寄付	756,900.00 8,253,661.08	現 金	137,717.54
グッルーリョス補助金	4,651.18	銀行預金	340,934.83
物品寄付	853,963.85	定期預金(RDB)	7,801,808.00
雑 収 入	1,470,749.06	オーバーナイト	465,144.00 8,745,694.37
陶芸・手芸・その他	337,864.50		
定期預金・信託手形取替	5,888,990.18		
車橋売却金	100,000.00		
株式配当金	4,007.88		
無償交付株式	8,675.24 8,658,991.89 16,922,562.97		
仮受金及び未払金	177,950.79		
仮払金回収	16,046.00 193,996.79		
合 計	Cz\$ 19,227,318.13	合 計	Cz\$ 19,227,318.13



#### 4 社会福祉に係るJICAの主たる事業実績

##### (1) 福祉施設建設費の助成

年度	団体	施設名	金額千円
昭51	サンパウロ日伯援護協会	やすらぎホーム	30,456
昭56	同上	同上(増築)	20,330
平元	同上	サントス厚生ホーム	45,000 (予算要求中)

(注) 病院建設費は除く

##### (2) 昭和58年度中堅指導移住者短期研修

日系団体等の中堅指導者を対称として昭和52年度より58年度まで毎年5名2週間程度の研修制度が実施された。同研修は福祉担当者を対称としたものではないが、昭和58年度は特に在ブラジル援護団体の医療衛生・福祉担当者を対象として社会福祉・老人医療等の講義、実地研修を行った。

なお同研修は昭和59年度以降は「中堅移住者技術向上研修」として研修期間を6ヶ月に延長し現在まで継続している。

##### 昭和58年度中堅指導移住者短期研修生リスト

派遣事務所	氏名	現職
サンパウロ	小畑博昭	サンパウロ日伯援護協会 事務局 局長
サンパウロ	坂本幸男	パウリスタ児童療護会「子供園」 事務局 渉外主任
ベレーン	穴戸次男	アマゾンニア日伯援護協会 事務局 局長
ベレーン(マナオス)	寺野義勝	西部アマゾン日伯協会 会長
サンパウロ	江頭美	パラナ日伯文化連合会 事務局 局長

(3) 短期専門家派遣

南米日系老人の老人問題に関しては、困窮者実態調査および生活一般に関する指導を目的として、昭和53年度より57年度まで、老人問題の専門家（調査員）の短期派遣を実施した。

いずれも、3週間～1ヶ月弱の期間であるが、日系団体幹部との意見交換、老人家庭訪問アンケート調査等を通して同問題に関する実態の把握に努めるとともに、講演会、意見交換会による啓蒙、指導を行った。

老人問題指導員（調査団）派遣

年度	報告書（調査団）名	派遣団	指導員（調査員）および現職	備 考
53	南米三ヶ国の日系社会における老人問題に関する予備調査報告 業務資料No530	ブラジル・アルゼンティン ペルー	田中荘司（厚生省老人福祉課） 他事業団職員1名	
54	南米五ヶ国の日系社会における老人問題に関する調査指導の結果報告 業務資料No541  (付表) 南米五ヶ国日系老人生活実態に関するアンケート調査報告 業務資料No571	ブラジル・アルゼンティン ペルー・ボリヴィア パラグアイ	村田松男（全国老人クラブ連合会評議員） 他事業団職員1名	アンケート調査実施
55	南米日系社会における老人問題の講演指導と調査の報告 業務資料No599	同 上	同 上	講演会開催
56	南米日系社会における老人問題の講演指導に関する報告 業務資料No636	ブラジル・パラグアイ ペルー	同 上	同 上
57	南米日系社会における老人問題の講演・指導に関する報告 業務資料No690	ブラジル・アルゼンティン ボリヴィア・ペルー	佐藤文男（元東京都教育長、都民生活局長）他事業団職員1名	同 上

(4) 社会福祉担当者本邦研修

日系団体の社会福祉活動要員の育成を目的として昭和58年度より始められた。毎年、日系団体の福祉担当役職員2名を1ヶ月間招へいしている。本邦では他方自治体および関連施設において市町村レベルにおける医療、共済、老人対策、心身障害者福祉等について実地研修し、帰国後実践に生かそうとするものである。ブラジルからは下表のとおり昭和63年度までに6名が同研修に参加した。

年度	派遣事務所	氏名	派遣団体	研修地	研修機関
58	ブラジル(ベレーン)	野口 義美	アマゾンア日伯援護協会	東京・京都	市町村および民間団体
	ブラジル(サンパウロ)	山下 忠男	サンパウロ日伯援護協会	東京・京都	市町村および民間団体
59	ブラジル(サンパウロ)	具志野茂信	サンパウロ日伯援護協会	東京・京都	市町村および民間団体
	アルゼンティン	今村 正幸	白亜福祉センター	東京・京都	市町村および民間団体
60	ブラジル(サンパウロ)	前田 義一	クリチーバ文化援護協会	長 崎	市町村および民間団体
	パラグアイ	馬屋原茂章	ピラポ自治会	広 島	市町村および民間団体
61	ボリヴィア	藤井 法正	サンタクルス市中央日本人会	福 岡	県立社会教育総合センター
	ドミニカ	丸山 一美	ドミニカ日系人協会	鹿児島	社会福祉法人おおすみ会
62	ペルー	矢崎 勝明	ペルー日系人協会	山 梨	県庁厚生部
	ブラジル(サンパウロ)	金村 英紀	サンパウロ日伯援護協会	奈 良	県庁衛生部
63	アルゼンティン	平井エリサ	白亜福祉センター	香 川	民間団体・神奈川県
	ブラジル(ベレーン)	太田 勲	アマゾンア日伯援護協会	新 潟	市町村・民間団体

(5) 海外開発青年 社会福祉司の派遣

海外開発青年制度は、昭和61年度より、海外移住を希望する青年に3年間体験的移住の機会を設ける制度として始められたが、各日系福祉団体より要請を受けた業種の中には、社会福祉司も派遣している。現在までの派遣実績(ブラジル)は下記の通り。

海外開発青年 社会福祉司の派遣実績

期間	受入機関	配属先
1987～90	アマゾンア日伯援護協会	厚生ホーム
1988～91	パラナ日伯文化連合会	
同上	サンパウロ日伯援護協会	事務局福祉部
1989～92	こどものその	こどものその

## 5. 日系高齢者 実態調査結果

(1) サンパウロ市圏日本国籍一人暮らし老人実態調査―まとめ― (サンパウロ日伯援護協会提供資料)

調査機関 サンパウロ日伯援護協会

調査期間 1987年7月1日～30日

調査対象 大サンパウロ市圏在住日本国籍一人暮らし老人 (65才以上)

当ブラジル国に住んでおられる日系一世のお年寄りの方々は、おおむね、安定した老後の生活を送っておられるように見受けられる。しかし中には人の目につかないところで、厳しい逆境の中、孤独な生活を強いられているお年寄りも可成あると推測される。

当会では、これら一人暮らしのお年寄りがどのくらいおられ、どんな暮らしをしておられるのか、又どんなことに生きがいを見出し、どんな悩みをもっておられるのか、そして私達福祉事業にたずさわるものとして、どんなお手伝いができるのか、そういった事柄を具体的に知りたいものと、去る7月1日より1ヶ月間に渡り、大サンパウロ市圏に限って、日本国籍一人暮らし老人の実態調査を実施した。

ここにそのまとめをご報告する。尚調査実施に当り、圏内の老人クラブ並びに各県人会のご協力を得ましたことを厚くお礼申し上げる。

### 1. 一人暮らし老人の実態

	性別	計
1	男	36
2	女	43
	計	79

現在ブラジル国には約3万人の日本国籍を有するお年寄りが住んでいるものと推定される。

その中約2%、即ち約1000人のお年寄りは何らかの保護を必要とする老人と見られる。

その中に一人暮らし老人が、1/3位約300人いるものと思われる。

今回の調査の対象となった方は、計79人、男が36人、女が43人であった。

	年令	男	女	計
1	65～69才	8	9	17
2	70～74才	10	16	26
3	75～79才	9	9	18
4	80～84才	4	4	8
5	85才以上	5	5	10
	計	36	43	79

一人暮らしのお年寄りは、年令的には70代前半が一番多く、続いて70代後半となっている。

また、80才代以上が18人もおり、最年長が男91才女93才となっている。

また調査の段階で、二世の中にも65才以下で一人暮らしの方が多くみうけられたことをつけ加えておく。

出身県		男	女	計
1	北海道	0	1	1
2	東北地方	5	8	13
3	関東地方	5	4	9
4	中部地方	6	5	11
5	近畿地方	5	4	9
6	中国地方	2	2	4
7	四国地方	6	1	7
8	九州、沖縄地方	5	14	19
9	無記入	2	4	6
計		36	43	79

出身地に関しては九州、沖縄地方が19人と一番多く次いで東北地方の13人となっている。

出身県別には熊本県が8人、次いで福島県が7人、愛知県が6人となっている。これは移民の数に比例しているように思われる。

来伯年月日		男	女	計
1	1908～1917年	1	3	4
2	1918～1927年	5	9	14
3	1928～1937年	19	24	43
4	1938～1947年	3	3	6
5	1948～1957年	1	3	4
6	1958～	5	0	5
7	無記入	2	1	3
計		36	43	79

来伯年度では、やはり移民のピークであった1928年から1937年の間が一番多く43人であった。また戦後の方も15人と意外に多く、その中9人が男子であった。

一番古い方で1912年、一番新しい方で1962年の渡伯となっている。

着伯地		男	女	計
1	サントス	35	42	77
2	財.テ.ツ+ネロ	0	1	1
3	アスンソン	1	0	1
計		36	43	79

着伯地では2人を除いて全ての方がサントス着。

来伯手段		男	女	計
1	単身移住	4	0	4
2	構成家族の一員	8	10	18
3	家族移住	22	33	55
4	その他	2	0	2
計		36	43	79

来伯手段としては単身または構成家族でこられた方はそれ程多くなく、家族移住でこられた方が55人と全体の70%を占めた。

教育程度		男	女	計
1	初等教育	16	29	45
2	中等教育	13	8	21
3	高等教育	5	4	9
4	その他	0	2	2
5	無記入	2	0	2
計		36	43	79

一人暮らしをしておられるお年寄りの教育程度をみると女子の場合、小学校だけという方が特に多いが男子の場合、中等教育、即ち中卒、高卒の方が13人と多いのが目立った。

過去の主な職業		男	女	計
1	自営-農業	16	20	36
2	"-工業	2	0	2
3	"-商業	9	11	20
4	"-サービス業	1	0	1
5	"-専門職	0	0	0
6	"-その他	0	2	2
7	雇用-農業	4	13	17
8	"-工業	6	1	7
9	"-商業	6	1	7
10	"-サービス業	3	0	3
11	"-専門職	0	1	1
12	"-その他	1	2	3
13	無記入	1	0	1
計		49	51	100

一人暮らしのお年寄りの昔の仕事に関しては農業が一番多く53人、次いで商業の27人となっている。

それも自分でやっておれた方が倍近く多く、人に雇われて働いておられた方は、その半分の39人である。

結婚状況		男	女	計
1	未婚	7	5	12
2	有配偶	2	0	2
3	死別	20	34	54
4	別居	6	3	9
5	離婚	1	1	2
計		36	43	79

婚姻上の身分では、やはり連れあいを無くされた方が一番多く54人、その次がぐっとさかかって未婚の方が12人となっている。

奥さんがおられるが、別々に住んでおられる方も2人おられた。

家族の有無		男	女	計
1	家族なし	13	20	33
2	配偶者あり	2	0	2
3	子供あり	22	23	45
4	婿嫁あり	12	12	24
5	孫あり	16	21	37
計		65	76	141

家族のない方が33人(42%) 家族のある方が46人(58%)であった。

家族のない方の中20人(61%)が女子であった。

現住所		男	女	計
1	市内	30	33	63
2	近郊	5	10	15
計		36	43	79

現住所では、サンパウロ市内が63人(80%)、近郊15人(20%)であった。

サンパウロ市内では、特にリベルダーデ区が多く28人(44%)となっている。

住いの種類		男	女	計
1	自分の家	9	20	29
2	借家	2	4	6
3	借部屋	4	1	5
4	ペンソン(部屋借)	9	2	11
5	ペンソン(バーガ)	4	1	5
6	知人、友人の家	2	7	9
7	施設	1	0	1
8	その他	4	8	12
9	無記入	1	0	1
計		36	43	79

自分の家に住んでおられる方が29人(37%)その中、女子が(69%)占めている。

男子の場合ペンソンに住んでおられる方が13人(36%)あった。

知人や友人の家に、住まわせてもらっている方が男女計で、9人(11%)あるが中に部屋代が払えないでペンソンのサーラで無料で、寝とまりさせてもらっている人もあった。

又戦後移民の方で自分の家に住んでおられる方は15人中3人のみとなっている。

一人暮らしの理由		男	女	計
1	家族が無いから	13	20	33
2	一人で暮したいから	11	13	24
3	子供や嫁とうまく行かない	5	3	5
4	考え方や習慣好みがちがう	3	0	3
5	子供の**地の関係	2	0	2
6	子供が結婚して独立	3	9	12
7	家がせまくて同居	2	2	4
8	その他	5	4	9
9	無記入	1	0	1
計		45	51	96

家族がなく仕方なしに一人暮らしをしておられる方が33人(42%)、家族と一緒に住みたいが何かの事情で一人暮らしをしている方が29人(37%)「一人で暮したいから一人で暮しているのだ」と自らの自由意志で、一人暮らしを選ばれた方が、24名(31%)であった。

一人暮らしの年限		男	女	計
1	3年未満	5	3	8
2	3~5年未満	7	4	11
3	5~7年未満	1	4	5
4	7~9年未満	3	6	9
5	9~15年未満	4	7	11
6	15年以上	10	15	25
7	無記入	6	4	10
計		36	43	79

15年以上が25人(32%)と一番多く、その中14人(50%)が連れあいを無くされた方。

15年以上一人暮らしの男子で自分の家に住んでいる人は一人もなし。

## II. 一人暮らし老人の健康状態と食事

健康状態		男	女	計
1	元 気	15	15	30
2	普 通	11	17	28
3	病 気 勝 ち	8	11	19
4	寝 た 切 り	1	0	1
5	無 記 入	1	0	1
計		36	43	79

身体の不自由		男	女	計
1	目が不自由	5	6	11
2	耳が聞こえない	3	3	6
3	手足が不自由	3	6	9
4	言葉が不自由	0	2	2
5	寝 た さ り	1	0	1
6	そ の 他	0	2	2
7	無 記 入	1	0	1
計		13	19	32

食 事		男	女	計
1	自 炊	17	36	53
2	ペンソんで(月きめ)	4	1	5
3	パ ー ル で	2	0	2
4	レ ス ト ラ ン で	0	0	0
5	自分で作ったり、外で食べたり	5	0	5
6	そ の 他	7	6	13
7	無 記 入	1	0	1
計		36	43	79

健康に恵まれておられる方が計58人(73%)と非常に多い。

寝た切りというのは、中風で倒れられた方でペンソンでお世話になっておられる。

特に目の不自由の方が多いようであるが(14%)手足の不自由な方も可成ある(11%)。

女子は、大半が自炊されており(84%)、外食されている方は皆無に等しい状態。

男子の場合、外食と自炊が半々と言ったところ。

その他、他人からもらって食事をしているという人が2人。



### Ⅲ. 一人暮らし老人の所得の源泉と収入

何によって暮しをたてているか		男	女	計
1	自分の働き	14	14	28
2	仕送り	12	10	22
3	年金	24	30	54
4	自分の財産や貯金	3	10	13
5	他人の扶助	3	2	5
6	その他	3	4	7
計		59	70	129

年金生活者が54人(68%)と一番多く、続いて自分で働いて、自分の生活費をかせいでおられる方が28人(35%)もおった。

又、家族のある方が46人おられた、その中仕送りをうけておられる方は22人(48%)しかない。

又、年金をもらっておられない方が25人(32%)おった。(但し額が問題、収入の部、参照)

月平均収入		男	女	計
1	1,000 クルザド未満	3	2	5
2	1,000 ~ 1,999	8	8	16
3	2,000 ~ 2,999	4	2	6
4	3,000 ~ 3,999	4	8	12
5	4,000 ~ 4,999	3	2	5
6	5,000 ~ 9,999	5	3	8
7	10,000クルザド以上	4	3	7
8	無記入	5	15	20
計		36	43	79

最低給料以下が21人(27%)、最低給料2倍額未満が合計で39人(49%)であった。

又、その反対に5,000 クルザド以上が15人(19%)おられ、その中3人が日本の年金をもらっておられる。

(7月1日現在両替率 1ドル=13,328クルザード)

### Ⅳ. 一人暮らし老人の生活費

月平均支出		男	女	計
1	1,000 クルザド未満	5	2	7
2	1,000 ~ 1,999	2	6	8
3	2,000 ~ 2,999	4	9	13
4	3,000 ~ 3,999	1	3	4
5	4,000 ~ 4,999	5	3	8
6	5,000 ~ 5,999	3	0	3
7	6,000 クルザード以上	3	4	7
8	無記入	13	13	26
9	無支出	0	3	3
計		36	43	79

最低給料2倍以下の支出の方が32人(41%)収入が最低給料2倍以下の方が39人、従って7人の方の生活費が赤字であることになる。

又、話をきくと、住居費、食費で全部がなくなり、着物など買ったことがない、人様から頂いて着ているという方が多勢おられた。

V. 一人暮らし老人の生きがいと悩み

毎日をどのように		男	女	計
1	家事	5	19	24
2	仕事	14	8	22
3	外出、散歩	13	5	18
4	読書、図書館	8	7	15
5	趣味、娯楽	3	5	8
6	テレビ、ビデオ、ラジオ	2	6	8
7	園芸、野菜づくり	0	8	8
8	縫物、編物	0	6	6
9	お祈り、教会	1	4	5
10	会活動	1	2	3
計		47	70	117

仕事があれば働きたいか		男	女	計
1	働きたい	20	19	39
2	働きたくない	10	10	20
3	分らない	0	1	1
4	その他	0	2	2
5	無記入	6	11	17
計		36	43	79

働きたい仕事の種類		男	女	計
1	裁縫	1	5	6
2	編物	0	2	2
3	ボランティア	0	2	2
4	園芸	2	0	2
5	野菜作り	1	1	2
6	庭師	1	0	1
7	家の管理人	1	0	1
8	料理人	1	0	1
9	電気工	1	0	1
10	アイロン職人	1	0	1
11	写真師	1	0	1
12	宝クジ売り	1	0	1
13	老人に出来る仕事なら何でも	2	2	4
14	働けない	0	3	3
計		13	15	28

女子の場合、家事が19人、男子の場合、仕事が14人と、やはり仕事が一番の様で、その他趣味に生きがいを見出しておられる方、外出しては他人とのきあいに楽しみを見出しておられる方が多い。

特にリベルダーデ広場は、お年寄りの憩いの場の様で、パラナから出て来た時は必ずリベルダーデ広場ですごすという方もおられ、又、時には恋も芽生えるようである。その点、会活動はほとんどなし。

一人暮らしをしておられる方々に、もし仕事があれば働きたいかどうか、たずねたところ、働きたい方が39人働きたくない方がその半分の20人であった。働きたくないといわれる方の大半の収入はめぐまれたものであった。

働くとしたらどういう仕事をしたいか聞いてみたが、女性の場合、趣味的なもの、男性の場合、手についた技術を生かしたものが多いようである。

老ク人会		男	女	計
1	入っている	6	15	21
2	入っていない	25	27	52
3	何処にあるか知らない	2	1	3
4	入りたくない	1	0	1
5	その他	1	0	1
6	無記入	1	0	1
計		36	43	79

前に述べた悩みの中に、話し相手がいないことを、かこつ方が12人もいた。

それで老人クラブへの入会をきてみたが、入会者21人に対して入っていない人が52人もいた。

理由を聞いてみると、お金がかかるから入れないという人がかなりあった。

会費そのものは安い、つきあい、旅行等にお金がかかり、とても一緒にやっていけないというものであった。

その他、入りたいが家族の問題が人に分れば恥ずかしく入れないという方もいた。

生きがい		男	女	計
1	健康であること	10	17	27
2	友達とのつきあい(日本人)	5	11	16
3	“ “ (ブラジル人)	1	0	1
4	趣味、娯楽(読書)	13	11	24
5	“ (碁、将棋)	3	0	3
6	“ (カラオケ)	2	2	4
7	“ (ゲート、ボール)	1	2	3
8	“ (テレビ)	4	12	16
9	“ (その他)	7	7	14
10	会 活 動	3	5	8
11	信 仰	11	16	27
12	何 も な い	4	2	6
13	そ の 他	3	5	8
14	無 記 入	3	0	3
計		70	90	160

一人暮らし老人の生きがいとしては男女共に趣味、娯楽が一番で64人、次いで信仰の27人、友達とのつきあい17人となっている。

健康を願われる方も男女合計で27人あった。又、生きがいは、何もないという方が男性4人、女性2人、ほとんどが、ペンション在住者である。

悩み、気がかり		男	女	計
1	何もすることがない	3	3	6
2	話し相手がいない	7	5	12
3	健康問題	6	8	14
4	生活費の不足	9	7	16
5	住居問題	3	6	9
6	その他	3	2	5
7	悩み、気がかりなし	5	13	18
8	無 記 入	8	7	15
計		44	51	95

悩み、気がかりに、生活費の不足を、訴える方が一番多く、16人、そして、健康問題、話し相手が居ない、この三つが最大の悩みの様である。

又、悩み気がかりなしとの回答が18人あった。

## VI. 一人暮らし老人の希望

個人的希望		男	女	計
1	伴侶が茶のみ友達がほしい	4	3	7
2	日本を訪問してみたい	11	14	25
3	日本で余生をおくりたい	3	6	9
4	その他	7	4	11
5	無記入	8	11	19
6	なし	3	6	9
計		36	44	80

「日本を訪問してみたい」が一番多く、「日本で余生をおくりたい」が、これに次ぐ。両方で、希望があると答えた人の65%にも達する。

無記入と、なし、で計18件は、一人暮らし老人の孤独と無為な生活をおくる様を、かいまみる思いである。

## VII. ま と め

サンパウロ市内、近郊に住む一人暮らし老人、79人の実態を、老人問題の場面からまとめる。

- (1) まず戦前移住の最盛期、昭和1桁時代に着伯した人が、一人暮らし老人全体の60%と断然多く、これから推して、今後10年間は、なお増加をつづける傾向にあるものと推察される。
- (2) 3大老人問題とは、経済と、健康と、孤独からもたらされるものとされる。  
本調査に於ける「悩み、気がかり」の項でも、これが明確にあらわれているので、つぎに詳述したい。
- (3) 経済＝暮らしをささえる所得の源泉は、年金だというのが、その額は最低給の2倍(4,000クルザードス)以下の人が、全体の49%と多く、これは平均所得額でもある。この額は、一人がやっと食べて行ける程度のもの、もし病気とか、不時の出費の場合どうするのか、気がかりである。
- (4) 孤独感＝「悩み、気がかり」の項で、「話し相手がおらず、何もすることがない」と答えた人が23%、「個人希望」の項でも「友達がほしい」が、14%で「無記入、なし」が、35%とあり、無気力、無関心をかこう人が相当である。今後の積極的対策が考慮される。
- (5) 健康＝大半の一人暮らし老人が不自由なく自分のことができ、「生きがい」の項では「健康であるから」が最高点をしめている。1面「悩み、気がかり」の項では、「健康問題」を心配している人が多い。一般的に、70才以上の老人には、何らかの持病があるという統計からおして、この調査の対象となった老人たちは立派である。
- (6) 一人暮らし老人の希望の最高は、「日本を訪問してみたい」であった。望郷の念やみがたき、老移住者の「かなわぬ夢」として片づけてよいものか、考えさせられる。

(2)ブラジル北部および東北部日系高齢者アンケート調査結果（アマゾニア日伯援護協会 提供資料）

調査機関 アマゾニア日伯援護協会

問1. 家族構成について――地区別

No.	LOCAL	1ひとり	2夫婦のみ	3夫婦と子	4自分と子	5他の親族	6その他	計
1	ABAETETURA	2	2		3			7
2	ACARA		1	3	4			8
3	AMAPA	1		3	1	1		6
4	ANANINDEUA		7		3			10
5	ALTAMIRA		2		1			3
6	BENEVIDWS				1			1
7	CAPITAO POCO		1	4				5
8	CASTANHAI.		8	13	7			28
9	CONCORDIA		2					2
10	COQUEIRO	1	7	2	9			19
11	IGARAPE-ACU		3	3	3	1		10
12	IMPERATRIZ							0
13	G. PERNAMBUCO							0
14	G. TACAJOS							0
15	MOEMA							0
16	MONTE ALECRE		4	4	2			10
17	N. TLMBOTEUA			1				1
18	SANTA IZABEL		4	21	12			37
19	SANTA MARIA		1	2				3
20	SANTAREM		4	2	5			11
21	SANTO ANTONIO							0
22	S. LUIS	1	4	2	6		1	14
23	TAPANA			4	5			9
24	TOME-ACU(1)		5	4	6			15
25	TOME-ACU(2)		4	3	4			11
26	TOME-ACU(3)	1		10	8			19
27	TOME-ACU(4)		1	1	2	1		5
28	TOME-ACU(5)	1		5	2			8
29	CAPANEMA			1	2	2		5
30	S. DOMINGOS							0
31	BELEM (1)			6	2			8
32	BELEM (2)			2	1			3
33	BELEM (3)		2	1	4			7
34	BELEM (4)		2	7	4	1		14
35	BELEN (5)		3	2	1			6
36	BELEN (6)	2	2	6	7	2		19
37	BELEM (7)		2	6	3	1		12
38	BELEM(DIVERSOS)			1	2			3
	合計	9	71	119	110	9	1	319
	構成比	2.8 %	22.3 %	34.5 %	34.5%	2.8%	0.3%	100 %

※ 回答319 無回答8 回答率――97.6%

問2. 身体の具合――年齢別

区 分	1すこぶる健康	2普通	3弱い病弱	4ねたりおきたり	5わたきり(半年未満)	6わたきり	合 計
65～69	13	59	9	2		2	85
70～74	15	77	11	6		1	110
75～79	14	41	13	5		4	77
80～84	3	15	4	2			24
85～89	1	2	1	1			5
90	1	1				1	3
合 計	47	195	38	16		9	305
構成比	15.4%	64.0%	12.5%	5.2%	0%	3.0%	100%

※ 回答 305 無回答 22 回答率――93.3%

寝たきり老人出現率――8.2%

問3. 心身の障害

区 分	有	無	合 計
人 員	198	105	303
構成比	65.3%	34.7%	100%

※ 回答 303 無回答 24  
回答率――92.7%

補1. 障害の種類――複数回答・補1, 2の基礎数198人

区 分	1目	2耳	3言語	4上肢	5下肢	6精神	7ボケ	合 計
人 員	86	71	4	26	66	5	12	270
構成比	31.9%	26.3%	1.5%	9.6%	24.4%	1.9%	4.4%	100%

※ 自己診断であるため、疾病と障害を混同している回答率多数あり。

補2. 障害の程度

区 分	1.軽度	2.申度	3.重度	合 計
人 員	132	51	15	198
構成比	66.6%	25.8%	7.6%	100%

問4. 疾病の有無

区 分	疾病あり	疾病なし	合 計
人 員	157	136	293
構成比	53.6%	46.4%	100%

※ 回答293 無回答34 回答率 89.6%

補1. 疾病の内容——複数回答、補1, 2, 3の基礎数は157人

区分	1高血圧	2心臓病	3脳血管	4関節炎	5腎臓病	6肝臓病	7せき核息	8糖尿病	9事骨故折	10白内障	11その他	合計
人員	39	14	11	48	6	3	8	21	17	21	27	215
構成比	18.1%	6.5%	5.1%	22.3%	2.8%	1.4%	3.7%	9.8%	7.9%	9.8%	12.6%	100%

※ 1人1.4の疾病を持つ。その他の疾病では胃腸病関係が主である。(設問に揚げるべきであった。)

補2. 治療方法

区分	1.入院	2.通院	3.往診	4.売薬	5.治療していない	合計
人員	2	23	4	69	44	142
構成比	1.4%	16.2%	2.8%	48.6%	31.0%	100%

※ 治療していないと回答した者のうち、5名が薬草、自己治療等で自衛。

また、治療していない者の疾病は関節炎・神経痛が一番多かった。

補3. かかりつけの医者

区分	1.いる	2.いない	合計
人員	74	62	136
構成比	54.4%	45.6%	100%

※ 問4-補2.補3.については別紙に地区別ごとに表示してある。

問5. 日常生活動

上段：人数 下段：構成比

区分	1.できる	2.一部介護	3.全て介護	合計
1.外出	235 86.4%	18 6.6%	19 7.0%	272 100%
2.屋内移動	254 93.4%	10 3.7%	8 2.9%	272 100%
3.食事	264 97.1%	6 2.2%	2 0.7%	272 100%
4.トイレ	256 94.2%	8 2.9%	8 2.9%	272 100%
5.衣服着脱	257 94.5%	10 3.7%	5 1.8%	272 100%

※ 回答272 無回答55 回答率83.2%

問6. 意思疎通

区 分	1.不自由なく できる	2.どうやら 可能	3.家族等以外 わからない	4.意志疎通	合 計
人 員	250	14	3	4	271
構成比	92.9%	5.2%	1.1%	1.5%	100%

※ 回答271. 無回答 56 回答率82.0%

問7. 介護の状況――介護を必要とする者のみ回答

補1. 介護者

区 分	1夫	2妻	3息子	4娘	5姪	6孫	7孫の家	8他の親族	9近所の人	10その他	11いない	合 計
人 員	5	10	7	13	6	1					1	43
構成比	11.6%	3.2%	16.2%	30.5%	13.9%	2.3%					2.3%	100%

補2. 介護時間（1日）

区 分	1 30分程度	2 1～2時間	3 3～5時間	4 半日程度	5 ほとんど1日中	6 昼夜通して	合 計
人 員	2	15		1	1	3	22
構成比	9.1%	68.3%		4.5%	4.5%	13.6%	100%

補3. 介護期間

区 分	1.3カ月 未満	2.3カ月以上 ～半年未満	3.半年以上 ～1年未満	4.1年以上 ～2年未満	5.2年以上 ～3年未満	6.3年以上	合 計
人 員	3	1	2	3	3	15	27
構成比	11.1%	3.7%	7.4%	11.1%	11.1%	55.6%	100%

問8. 余暇活動――複数回答

区 分	人 員	構成比
1. 読書、音楽鑑賞	207	29.7
2. 歌、踊り等	31	4.4
3. スポーツ（観戦も含む）	54	7.7
4. 囲碁、将棋	23	3.3
5. 園芸、盆栽	61	8.7
6. 絵画、書道	10	1.4
7. 旅行	25	3.6
8. 釣り	11	1.6
9. テレビ、ラジオ視聴	168	24.0
10. 隣人、知人等との話合い	68	9.7
11. その他	20	2.9
12. 特に何もしていない	21	3.0
合 計	699	100%

※ 基礎数 319  
回答率 97.6%



補1. 余暇時間 --- 1日

区 分	1. 1時間未満	2. 1～2時間程度	3. 3～4時間程度	4. 5～6時間程度	5. 6時間以上	合 計
人 員	9	45	73	47	69	243
構成比	3.7%	18.5%	30.1%	19.3%	28.4%	100%

問9. 社会的活動 --- 複数回答

区 分	1 老人クラブ活動	2 老人学級等	3 趣味の会合	4 奉仕活動	5 自治会活動	6 その他	7 特に何もしていない	合 計
人 員	38	2	27	20	23	37	75	222
構成比	17.1%	0.9%	12.7%	9.0%	10.4%	16.7%	33.2%	100%

※ 基礎数114 回答率 --- 34.9%

補1. 活動回数

区 分	1 月に1回程度	2 2週に1回程度	3 週に1回程度	4 2～3日に1回	5 ほとんど毎日	合 計
人 員	29	10	21	8	38	106
構成比	27.4%	9.4%	19.8%	7.5%	35.9%	100%

※ 基礎数222 回答106 無回答116 回答率 --- 47.7%

問10. 住居の状況

区 分	1 自宅	2 借家	3 アパート	4 借間	5 その他	合 計
人 員	250	13	16	3	8	290
構成比	86.2%	4.5%	5.5%	1.0%	2.8%	100%

※ 回答290 無回答37 回答率 --- 88.7%

補1. お年寄り専門室の有無

区 分	有	無	合 計
人 員	230	36	266
構成比	86.5%	13.5%	100%

※ 回答266 無回答61  
回答率81.3%

問11. 収入の種類 ----- 複数回答

区 分	1就労 収入	2自営業 収入	3動産、不 動産収入	4恩給	5養老 年金	6障害 年金	7その他の 年金	8仕送り 援助	9その他	10収入 なし	合 計
人 員	20	71	19	41	141	3	5	37	21	22	380
構成比	5.3	18.7	5.0	10.8	37.1	0.8	1.3	9.7	5.5	5.8	100%

※ 基礎数272 回答率83.2%

問12. 生計の総合的判断

区 分	1大変苦しい	2やや苦しい	3普通	4ややゆとりがある	5大変ゆとりがある	合 計
人 員	5	24	185	54	15	283
構成比	1.8 %	8.5%	65.3 %	19.1 %	5.3%	100 %

※ 回答283 無回答44 回答率86.5%

問13. 現在受きたい福祉サービス ----- 複数回答

区 分	人 員	構成比
1.老人ホーム入所	18	19.8
2.老人ホーム短期保護	5	5.5
3.日常生活用補装具の貸与	19	20.9
4.介護員（ホームヘルパー）の派遣	10	11.0
5.福祉相談員の訪問	39	42.8
合 計	91	100%

※ 基礎数80  
回答率24.5%

問14. 老人福祉施策への要望 ----- 複数回答

区 分	人 員	構成比
1. 所得保障の充実（年金等）	24	5.6
2. 働く場の保障	8	1.9
3. 健康保持の推進	56	13.2
4. 医療の充実	76	17.9
5. 老人ホームなどの施設の整備	47	11.1
6. 老人が活動できる機会の拡大	20	4.7
7. 福祉センターなどの施設の整備	52	12.2
8. 生活・身上に関する相談の充実	30	7.1
9. 老人学級の開設	38	8.9
10. 在宅福祉サービスの充実	21	4.9
11. 医師・保健婦の訪問援助の強化	50	11.8
12. その他	3	0.7
合 計	425	100 %

※ 基礎数205  
回答率62.7%







JICA